

# 甲州市サイン計画

平成27年1月  
甲 州 市

## 目 次

序章. サイン計画策定にあたって	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	1
3. 計画の位置づけと構成	3
4. 公共サインの一般的な機能による分類	4
1章. サイン計画の対象範囲	
1. 本計画における対象範囲	6
2. 対象エリア・路線	8
2章. 本市のサインの現状と課題	
1. 設置の現状	9
2. アンケートによる現状把握	26
3. サイン整備の課題	32
3章. サイン整備計画	
1. 計画の体系	35
2. サイン計画の基本方針	36
3. 各種サインの整備計画	46
4章. 活用方針	
1. ガイドマップとの連携	65
2. 他のメディア・ツールとの連携	65
3. 設置主体の認定と支援	65
5章. 維持管理方針	
1. 既存のサインについて	66
2. 新規サインの設置について	66
3. 管理・メンテナンスについて	67

## 序章. サイン計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

サインには様々な種類があり、人が目的地に移動するときに利用する街角の案内板や道路標識等の案内誘導施設、また、人が移動する際の手がかりや目印となる特徴的な建築物や主要な橋、道路等の構造物、そして樹木や山といった自然の地形もサインに含まれます。

公共サインは、人々にまちの地理、方向、施設の位置等に関する情報を提供する媒体である標識、地図、案内誘導版等の総称で、公的機関が公共空間に設置するものをいいます。

公共サインの役割は、移動や行動、まちの理解に関わる情報をわかりやすく伝えることではありますが、移動の過程で、交通機関の利用のためのサイン、あるくためのサイン、施設の名称等などの情報提供が必要であり、私たちの生活は、様々なサインに支えられています。

無秩序に乱立した、さまざまなサインに囲まれたまちの空間は煩雑で見苦しく、各種サインがそれぞれの情報を主張しあっているような、周囲への配慮なしに設置された標識やサインが景観を阻害している状況となっています。

景観に占めるサインのウエイトが高いならば、その質的な向上によってまちなみを整え景観形成に大いに活用できます。

サインには情報伝達の機能に加え、良好な景観形成というもうひとつの役割が求められるようになってきました。

### 2. 計画策定の目的

#### (1) 公共サインについて

本市は、平成17年(2005年)に、塩山市、勝沼町、大和村が合併して誕生しました。

公共サインについては、それぞれの市町村で独自に整備され、それらが現在も使用されています。

誘導等の機能に関しては、勝沼インターチェンジから市内への案内・誘導、一部公共施設への誘導に不安を覚える地元生活者もいる、といった問題点が指摘されています。

また、公共サインがもたらす案内・誘導以外の機能である、地域イメージ創出という面では、様々なデザインが混在することで、本市としての統一感やまとまりを感じることは出来ない状態にあります。

現在、景観計画も策定され、公共のサインも含めて屋外広告物に関しても景観に配慮しながら、整備することが求められています。

従って、公共で整備するものについては、市独自で基準を定め、民間のサイン整備の手本ともなるべく計画づくりを行う必要があります。

## (2) 民間のサイン類について

一方で、本市の景観の現状は、景観計画を策定したところであり、これから市民に景観への意識が深まり、景観の改善を図っていく段階にあります。民間事業所で設置する誘導看板や、幟旗等を含む様々なサイン類については、甲州市独自の景観ガイドラインなどで望ましい方向性を示していくべきところです。

特に幟に関しては、観光農園等に限らず、公共でも安易に設置する傾向があり、本市ではこの部分に着目して、より景観に配慮した設置方法等を検討していくことが重要です。

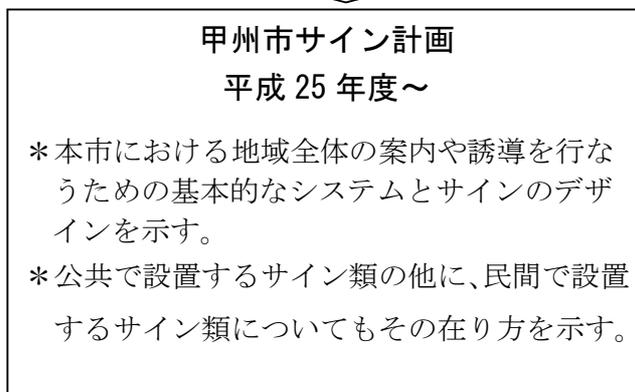
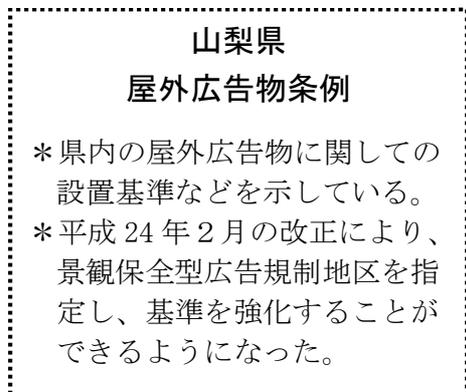
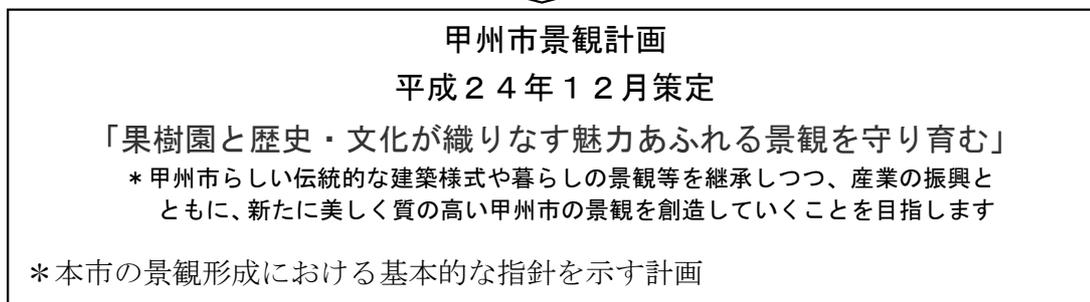
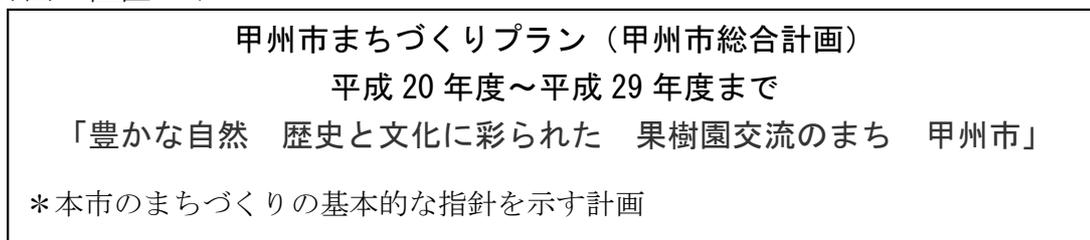
また、山梨県の屋外広告物条例の景観保全型広告規制地区の指定を検討します。

### 3. 計画の位置づけと構成

本計画は、甲州市総合計画の下に、位置づけられ、以下に示すような関連計画と連携する位置づけにあります。

計画の構成についても以下に示すように、現状の把握とそれに基づいたシステムの構築が中心となります。

#### ■計画の位置づけ



#### ■計画の構成

### 甲州市サイン計画



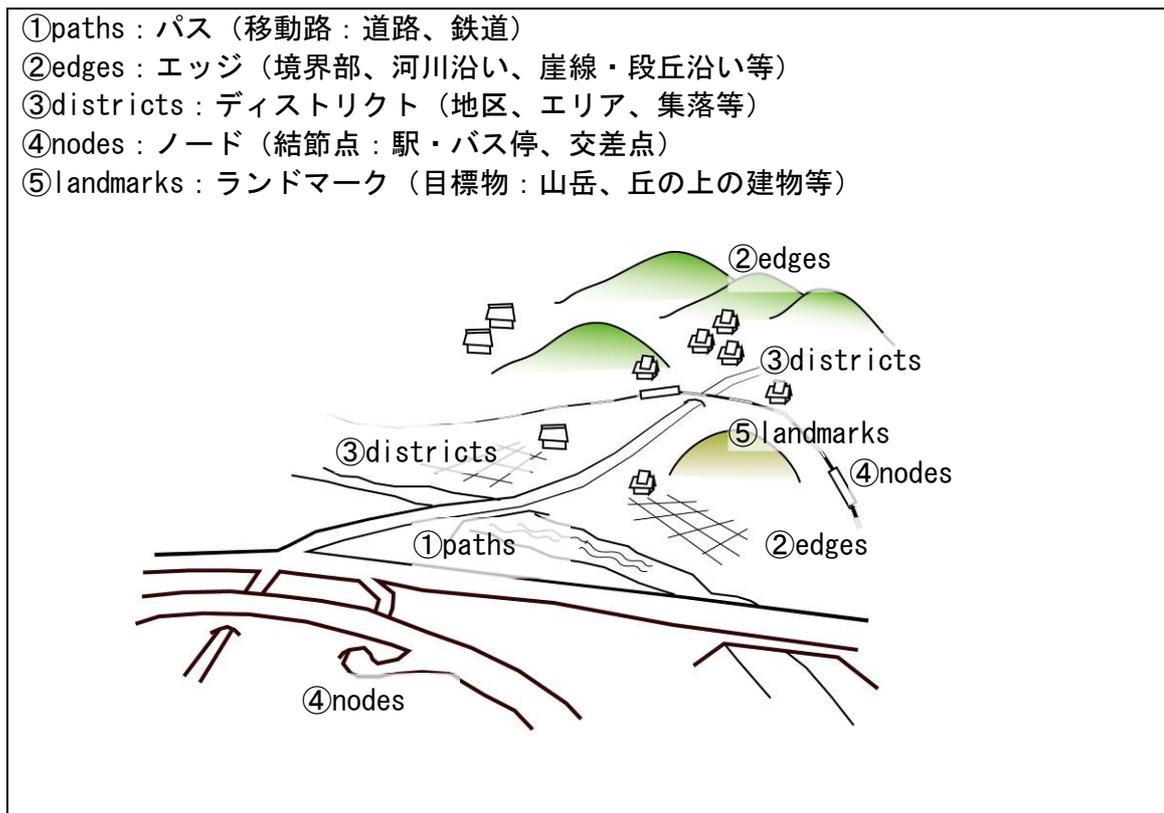
#### 4. 公共サインの一般的な機能による分類

##### (1) 一般的な空間イメージ

頭の中に空間をイメージするとき、拠り所としている要素として、下記の5つの要素があると言われています。

この5つの要素を強調し、認識しやすくすることで、人は空間を把握しやすくなります。

サインは、この空間をイメージしやすくする手伝いをしているものと言えます。



具体的には、目的地に到達（移動）するには、初期段階で、地図などによって移動範囲全体の位置関係を大まかに頭の中に描けることが理想的であり、そのために“案内サイン”や“案内マップ”が重要となります。

次に、現在地から目的地までの移動ルートを確認し、方向や分岐を把握する必要があり、これらを認識させるために、パス（道路）やノード（交差点）に名称をつけたりすることが重要です。

また、地域全体をディストリクトで区分しているため、現在地を把握するための、“所在サイン”が重要になります。

出発点から目的地までがルート化でき、誘導が可能な場合は、“誘導サイン”が役立つため、これがサイン整備の中心的な位置づけとなっています。

## (2) サインの分類

サインは、以下のような基本的な機能に基づく分類により、整理され整備が行われるのが一般的です。

また、設置者により、主に行政や公的な団体が案内・誘導等を行うために設置する『公共サイン』と、特定の事業所が利益誘導のために掲出する『民間サイン』とに区分されます。

### ■一般的なサインの基本的機能に基づく分類

名 称	役 割	表示内容
案内サイン	設置場所周辺を、地図を用いて表示する 広域の移動、地域内の移動を想定し、入口にあたる場所や滞留場所に設置する地域全体の位置図と施設や観光情報を表示	地域全体、地区毎における、誘導施設等の位置関係を表示する。
誘導サイン	目標とする場所への誘導を目的に矢印や距離・時間等を用いて示す ■車両用 主に車両誘導を想定し方向、距離等を表示 ■歩行者用 フットパス等を想定し、ルートを誘導するもの	誘導対象施設の名称、方向、距離、を基本情報として表示。 歩行者対象の場合は、ルート上であることだけを示すなど、歩く楽しみも提供する。
所在サイン	設置場所の施設の所在を名称等を用いて示す 公共施設においても施設毎にデザインは異なっていることが多いが、ある程度デザインの統一性を持たせるべきもの	施設の名称を表示する。
その他のサイン	■解説サイン 設置場所や観光資源、施設等の解説を行う 神社や遺跡、遺構など解説があればより理解が深まるものに設置する ■注意サイン 特定の場所での規制や警戒等の注意を喚起する ■CIサイン（ウェルカムサイン含む） 地域や企業のイメージ形成を狙う ■幟・旗・立て看板・横断幕等 期間限定の行事や伝達事項などを表示し広く知ってもらう	解説サインは地域資源等に設置するその由来等を解説するもの。 注意サインについては、注目させ行為を抑制するための言葉やイラストを表示する。 CIサインは、イメージづくりのためのきっかけを表示する。 幟等は、文字やイラストで特定のイメージを提示する。

# 1章. サイン計画の対象範囲

## 1. 本計画における対象範囲

### (1) 計画対象サイン

本計画においては、公的な案内・誘導サインのシステムの構築を目指し、民間のサインについては、景観計画及び屋外広告物条例等によって規制等を行うものとします。

このため、案内サイン、誘導サイン、所在サイン等を計画の対象とします。

案内サインについては、市域全体において必要とされる場所(設置地点)を示し、その場所におけるサインのデザインを示します。

誘導サインについては、車両用と歩行者用が想定されますが、車両用については、設置場所の設定方法を示し、その場所に設置するサインのデザインを示します。また、歩行者用については、フットパスに対応した誘導サインが中心となるため、ルートを検討を行ったうえで必要箇所に設置することとしその設置の際のデザインのモデルを示すものとします。

所在サインについても設置の際のデザインを示します。

解説サイン、注意サイン・CIサインについては、整備の際の考え方を整理します。

対象サイン全体について、モデルとなるものを示すものとします。

### ■ 本調査の検討対象範囲

	案内サイン	誘導サイン	所在サイン	その他のサイン
公的サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎設置地点</li> <li>◎デザイン (基本デザインの提案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>【車両用】</b></li> <li>◎設置地点</li> <li>◎デザイン (基本デザインの提案)</li> <li><b>【歩行者用】</b></li> <li>◎マップとサインを組み合わせた設置システムを提示</li> <li>◎コースを選定しサインシステムをモデル的に提示</li> </ul>	誘導の際の現地確認の役割を担うサインであり誘導システムにも有用なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>解説サイン</li> <li>注意サイン</li> <li>CIサイン</li> <li>幟等</li> <li>設置のルール化を提案する</li> </ul>
民間サイン	山梨県屋外広告物条例により規制を行っている			

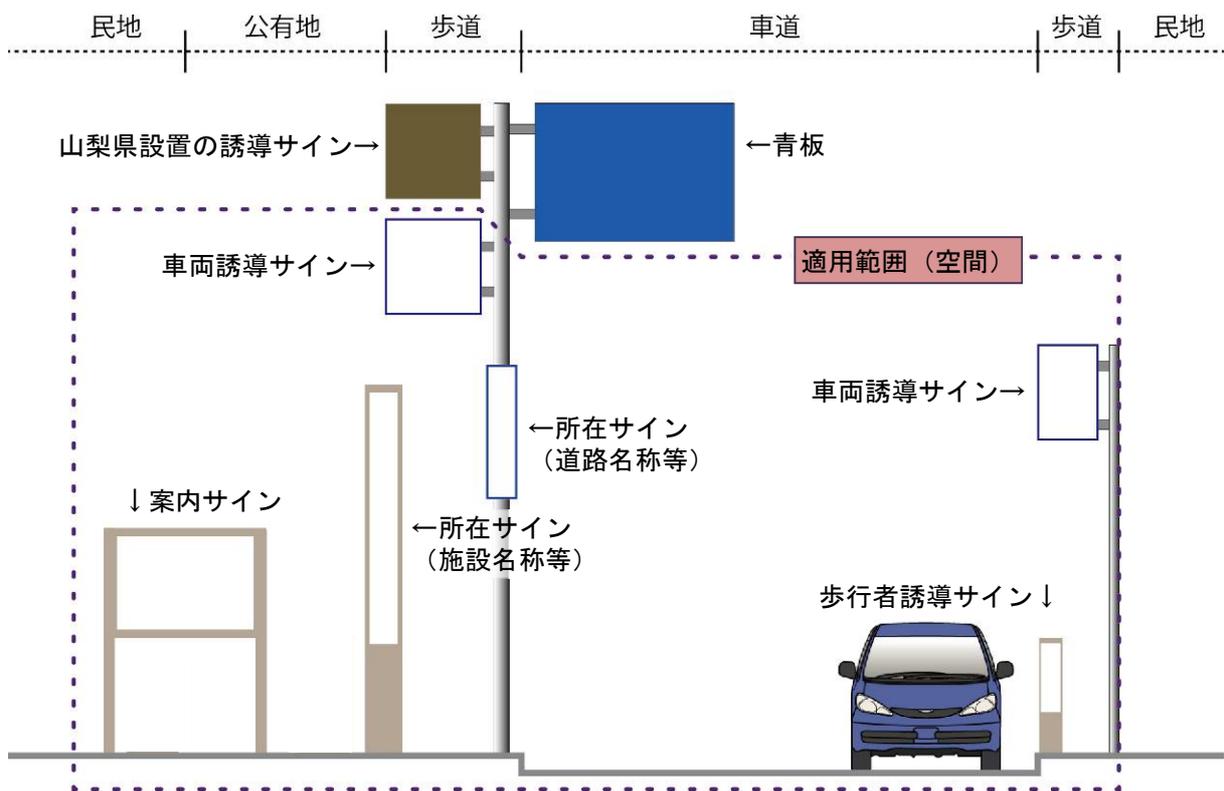
## (2) 計画の適用範囲（空間）

本計画においては、公共のサインについてその設置についてルールを設定するものですが、具体的に何処に設置される、どのようなサインか、以下の図に示します。

具体的な空間については、以下の図の点線の範囲内に設置するサインとします。

サインの種類については、車道にはみ出して設置される国土交通省等道路管理者の青板や、山梨県の設置している広域の誘導サインを除き、歩道にはみ出して設置するサインや、所在サイン、公有地や民間の土地を借りて設置する案内サインや解説サインの具体的な空間配置について提案します。

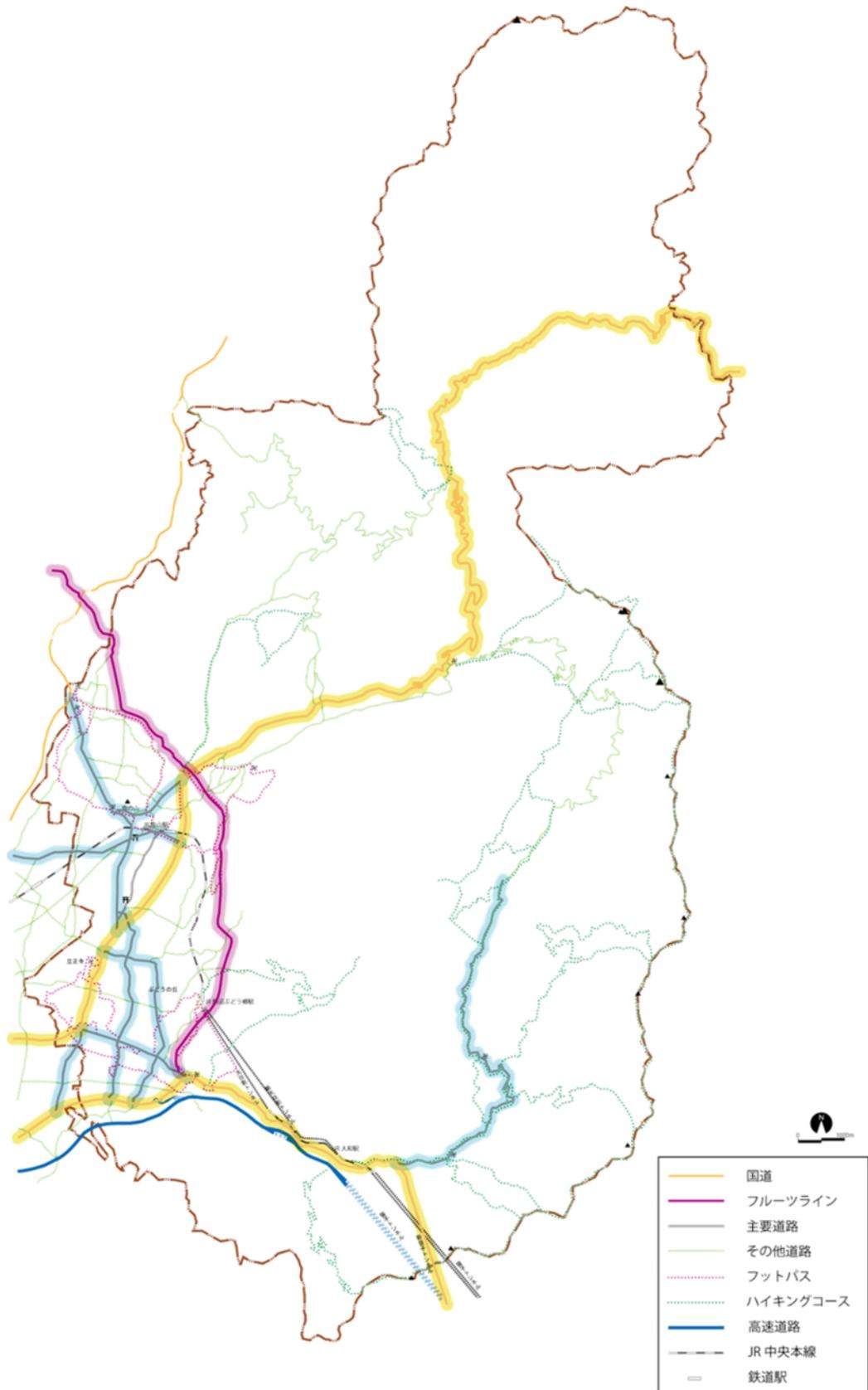
公共施設内に施設管理者が設置するサインについては、本計画と連携し、連続性、統一性の普及を図ることとします。



## 2. 対象エリア・路線

公共サインを設置する範囲は、市域全体であります。誘導サイン等の設置については、導線設定を行って、その導線上に設置することを前提とします。

以下の図に示す、国道、フルーツライン、主要道路上に設置するサインが主体となります。



## 2章. 本市のサインの現状と課題

### 1. 設置の現状

#### (1) 案内サインの設置状況

案内サインの設置すべき場所として以下の場所の調査を行いました。

- 地域の入口にあたる場所：行政境界部、鉄道駅等
- 地域内の滞留可能な場所：主要観光施設の駐車場、展望地等



地域全体を案内するサインは、現在以下の場所に設置されています。

交通結節点としての鉄道駅には、塩山駅のみに全域の案内サインが設置されているが、その他の駅には、旧町村のままのデザインが利用されており、統一されていません。

主要観光地点については、恵林寺の参道入口、牛奥みはらしの丘のサインが甲州市全域の案内図に更新されており、その他は、大菩薩の湯の駐車場に整備されたサインが全域を案内するものとなっています。

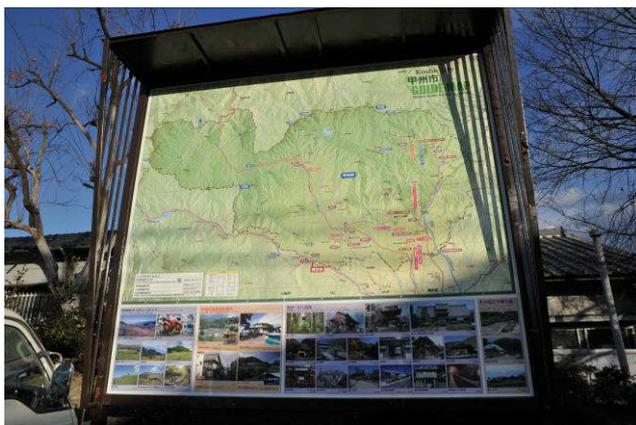




- 場所：塩山駅北口
- 表示内容：甲州市ガイドマップ
- 以前は塩山市のガイドマップが表示されていたもの。表示内容を甲州市全域のマップに更新した。



- 場所：塩山駅南口
- 表示内容：甲州市ガイドマップ
- 以前は塩山市のガイドマップが表示されていたもの。表示内容を甲州市全域のマップに更新した。



- 場所：恵林寺参道入口
- 表示内容：甲州市ガイドマップ
- 以前は塩山市のガイドマップが表示されていたもの。表示内容を甲州市全域のマップに更新した。



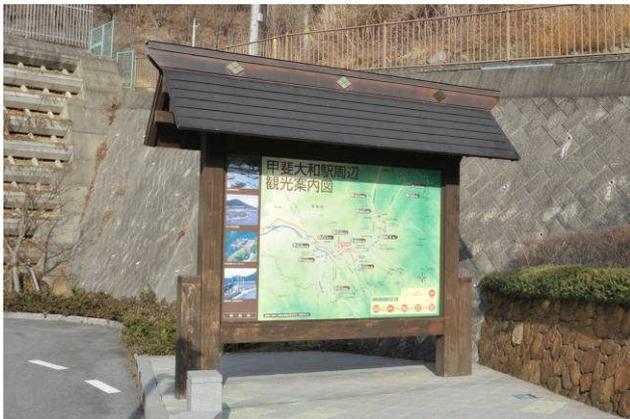
- 場所：牛奥みはらしの丘
- 表示内容：甲州市ガイドマップ
- 以前は塩山市のガイドマップが表示されていたもの。表示内容を甲州市全域のマップに更新した。



- 場所：大菩薩の湯
- 表示内容：甲州市ガイドマップ
- 新たに整備されたサイン。外形デザインは大菩薩の湯の施設デザインに合わせてある。今後は主要観光施設の駐車場等にこれにならって設置が望まれる。



- 場所：かつぬまぶどう郷駅
- 表示内容：勝沼地区の案内図
- 勝沼町当時に設置されたサイン。余白スペースがあり、甲州市全体の位置図などを付加することも可能である。



- 場所：甲斐大和駅北側車回し脇
- 表示内容：大和地区の案内図
- 大和村当時に設置されたサイン。裏には大和地区の名所の写真が掲載されているが、それに気づくようには促されていない。表示内容を



- 場所：竜門峡入口駐車場
- 表示内容：大和地区の案内図
- 大和村当時に設置され、甲州市になって、市の名称とマークだけが張りつけられている。竜門峡の入口には別のサインもあり、設置場所を考慮し、表示内容を変更することも必要である。

## (2) 車両誘導サインの設置状況

車両用の誘導サインは、国土交通省等道路管理者の設置するもの、山梨県の設置するもの、市町村の設置したものが併存している状況にあります。



道路管理者の整備したものについては、広域的な視点から設置されているものであり、市内の案内誘導には適していませんが、市内の地区名（旧市町村レベル）を表示して誘導しているものも少なくなく、この表示は残しておいてもらうことが望ましいものです。

山梨県は『山梨県観光案内サインシステム整備計画』を策定し、これを元に県内にいくつかのエリアを設定し、そのエリアへの誘導サインを整備していますが、個別の施設への誘導を行なうものではありません。表示内容については、エリア名称の設定の調整も今後必要になることも考えられるため、変更の必要性が出た段階で更新を要請する必要があります。

個別施設の誘導に関しては、旧勝沼町、旧大和村の範囲では、細かく誘導サインが設置されていますが、老朽化も見られるため、その可否を判断し、建て替えや撤去の判断を行う必要があります。



現状は、必要に応じて整備された状態にあり、どの施設をどの程度手前から誘導するかという、基準が明確で無いため、誘導の精度はまちまちになっていますが、このような基準を明確にしていくのが本計画となります。

	<p>□施設誘導サイン</p> <p>■設置主体（所管課）：市観光交流課</p> <p>■計画（設置基準等）の有無：甲州市誘導サインデザイン作成業務</p> <p>■計画から設置までの手順等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主管課により、宮光園の整備に合わせて設置。</li> <li>・各方面からの誘導に対応し、数多く設置されている。</li> </ul>
	<p>□施設誘導サイン</p> <p>■設置主体（所管課）：市管財課</p> <p>■計画（設置基準等）の有無：無し</p> <p>■計画から設置までの手順等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主管課により設置。</li> <li>・所在サインの役割も兼ねている。</li> <li>・このタイプのサインは、道路整備と併せて設置されることが多く、標準的なサインとして、デザインの的に合わせていくことも必要である。</li> </ul>
	<p>□施設誘導サイン</p> <p>■設置主体（所管課）：道路管理者</p> <p>■計画（設置基準等）の有無：無し</p> <p>■計画から設置までの手順等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路拡幅時に道路付帯物として設置。</li> <li>・主要な観光施設についても、道路整備と併せて設置されることが多いが、ルールはなく、デザインも標準的なものとなる。</li> </ul>
	<p>□施設誘導サイン</p> <p>■設置主体（所管課）：旧大和町</p> <p>■計画（設置基準等）の有無：無し</p> <p>■計画から設置までの手順：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不明。</li> <li>・大和村のカラーとして“緑”を採用し、これをデザインカラーとしていると思われる。</li> <li>・設置の基準等も不明であり、あるに越したことはないが景観的な面から検討が必要である</li> </ul>



□施設誘導サイン

■設置主体：旧勝沼町

■計画の有無：不明

■計画から設置までの手順等：

- ・不明。
- ・旧勝沼町地区内に相当数設置されている。このため勝沼地区内での誘導は充実しているものの、老朽化しているものも少なく、要不要の判断を行っていくことが必要である。



□施設誘導サイン

■設置主体：山梨県

■計画の有無：有り

■計画から設置までの手順等：

- ・山梨県全体でエリア誘導のサインを設置しており、その甲州市のものとして設置。
- ・エリア設定などが曖昧で、市との調整などもないが、設置されているものであり、合わせざるを得ない状況にある。



□施設誘導サイン

■設置主体：旧塩山市

■計画の有無：不明

■計画から設置までの手順等：

- ・施設整備に合わせて設置されたもの。
- ・地域内誘導とは異なる、施設内の誘導サインに近い役割。
- ・道路上に設置する場合はデザイン面の検討が必要となるもの。



□施設誘導サイン

■設置主体：旧勝沼町

■計画の有無：不明

■計画から設置までの手順等：

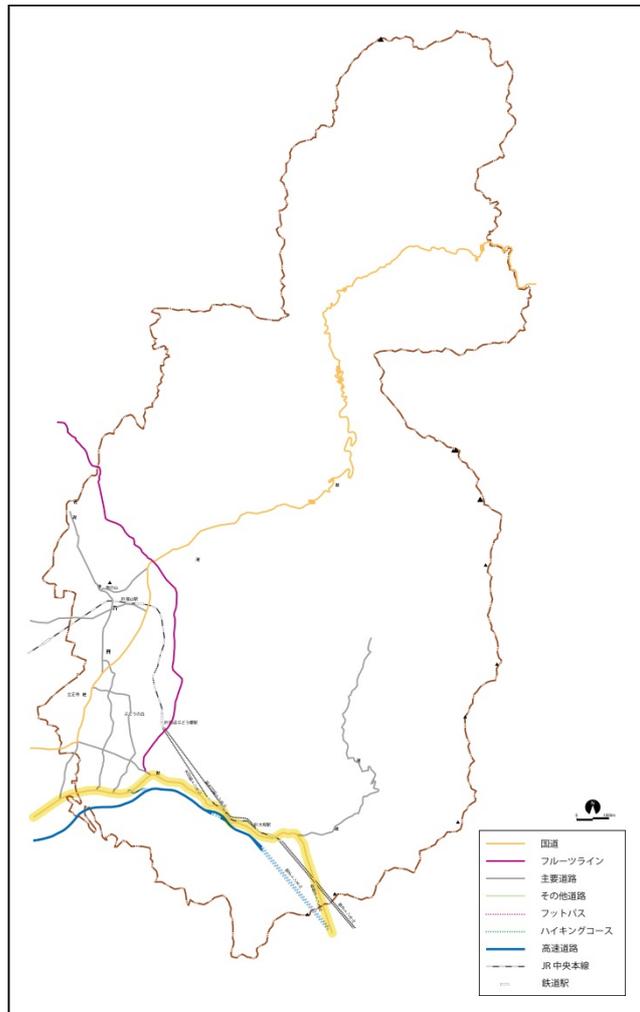
- ・ぶどうの丘への誘導のために設置された誘導サイン。
- ・個別施設の誘導のため、数が多くなり、あまり好ましくない。
- ・デザインも統一されたものではなく、整理することも考える必要がある。

① 国道 20 号

国道 20 号の誘導サインは、広域の誘導を意識したものが中心ですが、市内への誘導も適宜行われています。

特に、大和地区については、日常的に利用される道路であり、各施設への直接の誘導サインも出現します。

広域で移動する人を対象にする誘導サインであり、ある程度の速度で見られることを意識しながら、市内への誘導を適宜行っていく必要があります。

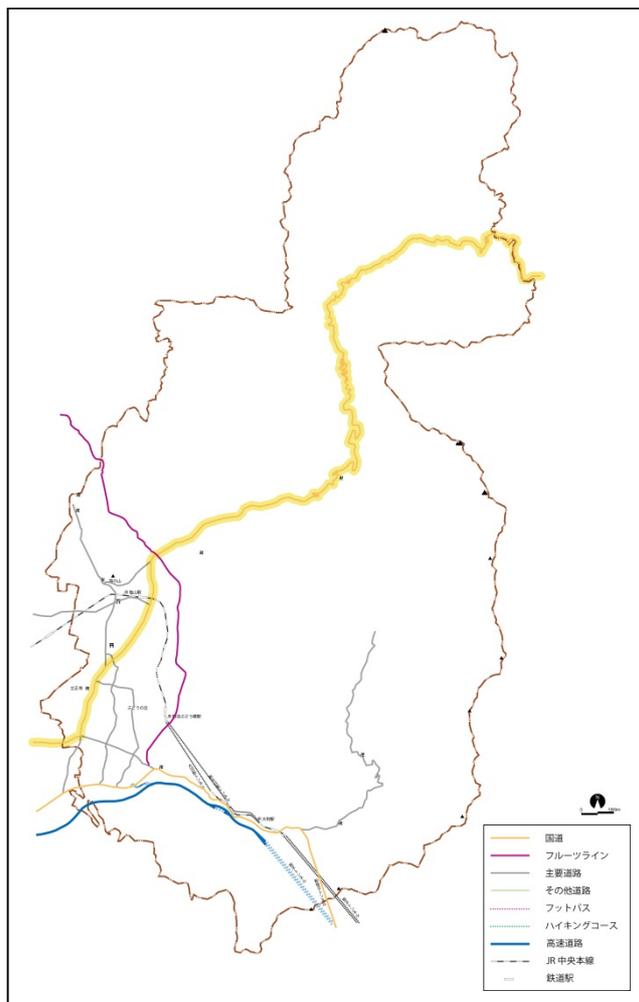


② 国道411号

国道411号の誘導サインは、民間事業者の屋外広告物類と混然と設置されており、誘導の効果は、誘導サインだけの問題では無くなっている状況にあります。

道路としては、通過交通が多いわけではなく、市内の移動がもっぱらになるものであり、エリア間の誘導と、個別施設への誘導をしっかりと行うことが求められます。

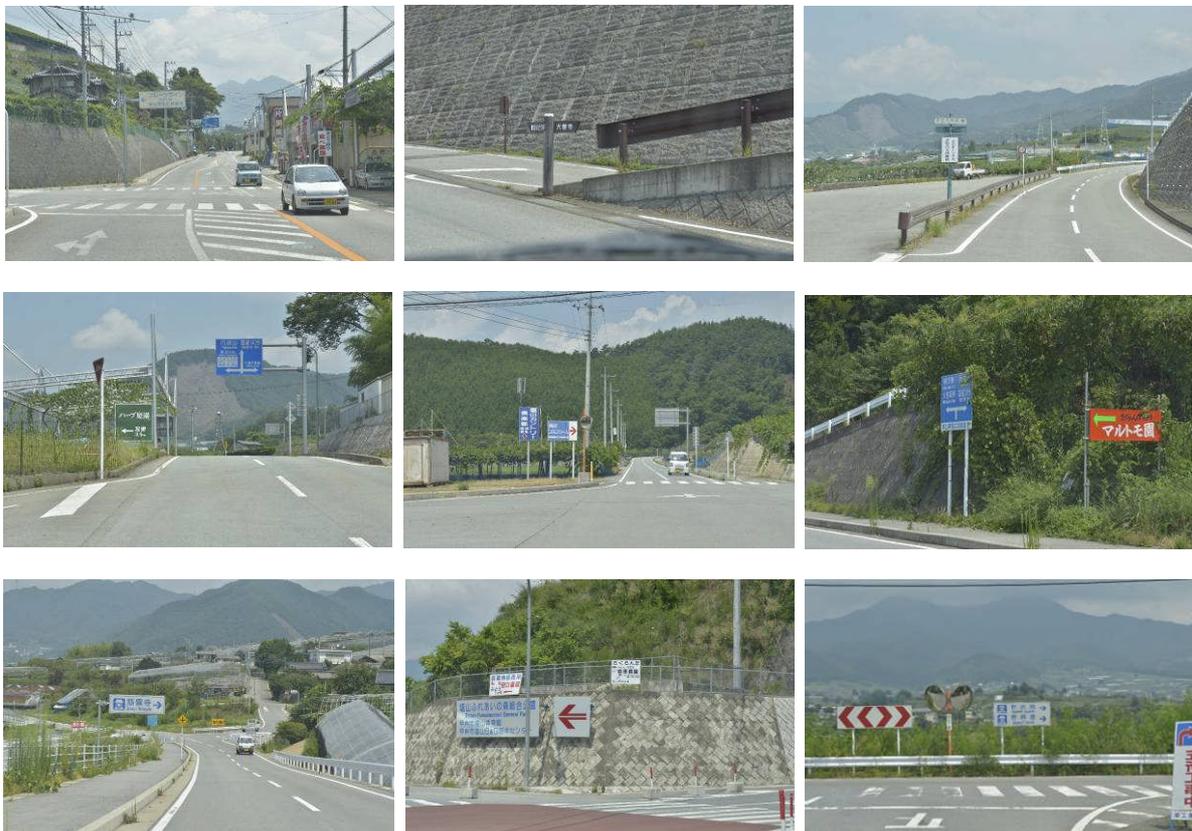
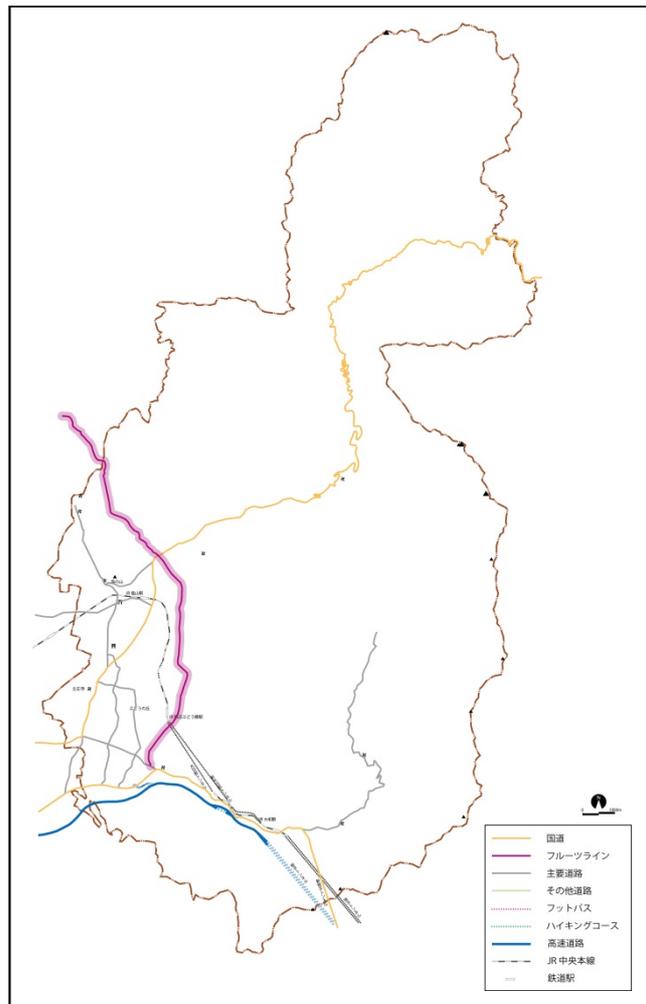
屋外広告物条例などとも連携し、すっきりとした美しい景観を維持しながら、適切な誘導を行えるようにサインを設置していくことが求められます。



### ③ フルーツライン

フルーツラインの誘導サインは、沿道に事業所が少ないことと、フルーツラインが誘導導線として設定されていないため、比較的少ない設置数となっています。

中央道の勝沼インターチェンジを起点とした場合、塩山地区への新たな誘導路としてフルーツラインを利用することも有効であるため、景観を維持しながら誘導・案内を充実させる手法を検討する必要があります。

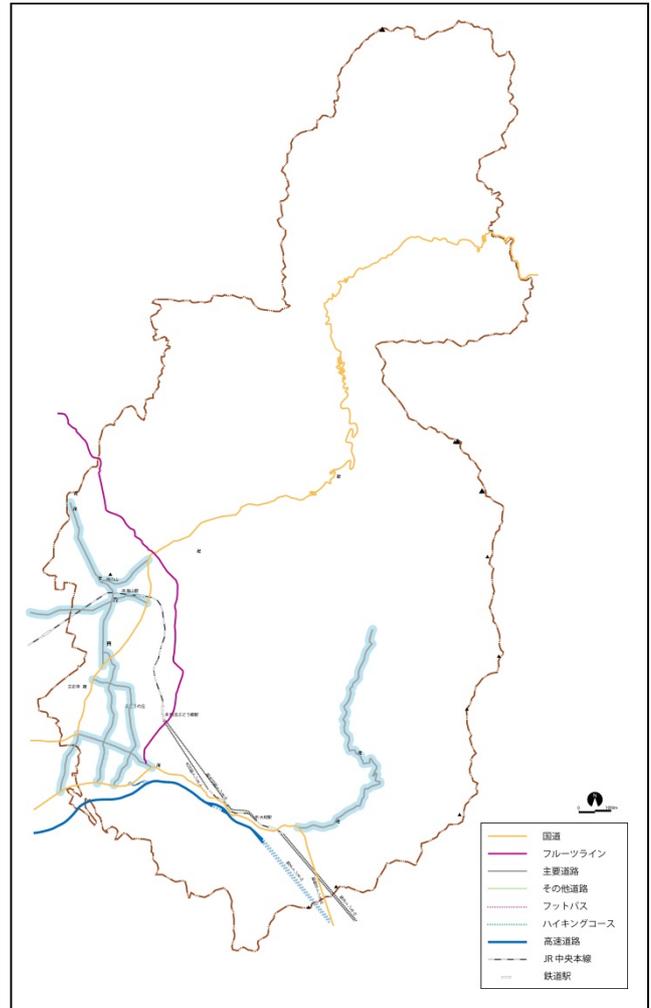


#### ④ 主要道

主要道の誘導サインについては、一般の宅地や商業地域内の道路であり、通常の屋外広告物との混在が課題となっています。

- ・ 特に、塩山地区のバイパスについては、郊外型の大型店舗が並んでおり、これらの看板類の誘導サイン類が埋もれてしまうような状況にあります。

誘導される施設や事業所が多い市街地は野放図に看板類が乱立している状況となっており、屋外広告物条例により規制すると共に、本市らしい美しい景観を創造することを念頭にサイン類の整備を行う必要があります。



### (3) 歩行者用誘導サインの設置状況

歩行者用の誘導サインは、コースを設定し、それを誘導するために設置されてきているため、その数は多く、様々なタイプがあり全体の統一感は感じられませんが、使用には大きな不便を感じるものではありません。

現在市として発行しているガイドマップを見ながら歩くことを想定すれば、現地確認用のサインとしてその機能は十分に果たしているもので、デザイン的にも、こげ茶色を基本としているものが多く、景観的な配慮もされているといえます。

	<p>□コース誘導サイン</p> <p>■信玄の里コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォーキングコースの設定を行ない、それに従って歩いてもらうための誘導サインが整備されている。</li> <li>・かなりの密度で設置されているが、どこに向かっているか、コースのどの位置にいるのかといったことは読み取ることができない。</li> </ul>
	<p>□コース誘導サイン</p> <p>■一葉の里コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一葉の里コースをメインに、さくらんぼの里コース、ザゼン草の里コースを加えたもの。</li> <li>・コース全体の距離とそのうちのどのくらいの位置にいるかを示している。</li> </ul>
	<p>□施設誘導サイン</p> <p>■甘草屋敷への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺に多く設置されており、必要に応じて後付けで設置されたもの。</li> <li>・数が多くなれば、景観的にもあまり評価できない設置スタイルであり、適宜撤去が望まれる。</li> </ul>
	<p>□施設誘導サイン</p> <p>■歩行者向けに設置されたサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶどう郷駅とぶどうの丘といった主要観光拠点を間にそれぞれの方向を示すサインが設置されている。</li> <li>・設置時期によりいくつかのタイプが存在している。小さなマップを表示して、現在位置を示すようなタイプもある。</li> </ul>
	<p>□施設誘導サイン</p> <p>■車両用にも使用される誘導サイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細かい道に入った際に設置されているケースが多い。</li> <li>・利用者の要望等を受けて、応急的に設置される場合も少なくなく、ある一定のルールを設定して設置しなければ乱立してしまう危険性もある。</li> </ul>

## ① あるくコースの調査

コース名はパンフレットにより同じコースでも名前の付け方が異なるものがあるため、それを同じコースとして数えると、現在のところ主要な9のコースが設定されています。

なお、現在、民間組織によってコース設定がされて、地図が作製されているもの（主に勝沼フットパスのコース）でも、サイン類が整備されていないものは、調査対象とはしませんでした。

調査結果については、参考資料に添付したように、相当数のサインが既に設置しており、迷うことも少なくウォーキングを楽しまれていると考えられます。

ただし、必要な場所に無いというケースもあり、コースを日常的に利用するウォーキングの組織で問題点を確認する機会を設けることが重要と思われます。

## ■主要なまち巡りコース一覧

	コース名	コース概要		パンフ名
		距離	時間	
1	かつぬまぶどうの里コース（半日）	6.0km		フットパスウォーキングマップブック
	勝沼フットパスコース（半日コース）	6.0km		甲州市ガイドマップ
	半日コース	6.0km		かつぬま
2	かつぬまぶどうの里コース（1日）	11.0km		フットパスウォーキングマップブック
	勝沼フットパスコース（1日コース）	11.0km		甲州市ガイドマップ
	一日コース	11.0km		かつぬま
3	勝沼フットパスコース（ぶどうの丘コース）	3.0km		甲州市ガイドマップ
	ぶどうの丘コース	3.0km		かつぬま
4	信玄の里コース	11.0km	3時間	フットパスウォーキングマップブック
	信玄の里ウォーキングコース	11.0km	3時間	甲州市ガイドマップ
	信玄の里コース	11.0km		甲州市 塩山エリアマップ
5	一葉の里コース	9.0km	2時間30分	フットパスウォーキングマップブック
	一葉の里ウォーキングコース	9.0km	2時間30分	甲州市ガイドマップ
	一葉の里コース	9.0km		甲州市 塩山エリアマップ
6	さくらんぼの里ウォーキングコース	8.0km	2時間	甲州市ガイドマップ
	さくらんぼの里コース	7.7km		甲州市塩山エリア
7	ザゼン草の里コース	13.0km		甲州市塩山エリア
	ザゼン草の里ウォーキングコース	13.0km	4時間	甲州市塩山エリア
8	竜門峡遊歩道	5.6km	2時間10分	甲州市ガイドマップ
9	あるくモデルコース	6.0km	75分	塩山駅周辺の散策マップ

#### (4) 所在サインの設置状況

所在サインは、その場所がどこなのかを示す重要なサインで、市の境界部を通過する道路脇に設置されているものが多く、甲州市の他に、旧市町村の所在サインが設置されたまま残っています。

また、交差点名や路線名も重要な所在サインですが、これはすでにかなり充実しています。

	<p>□地点（地域）名称サイン・兼CIサイン</p> <p>■R411 山梨市側から甲州市に入る際に見られる所在サイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここから甲州市であることを示すと同時に、市を象徴する『ぶどう』の絵を表示しイメージ作りを行なっている。</li> <li>・R20号沿いには、白地に青の文字でシンプルに表示したものもある。</li> </ul>
	<p>□交差点名称サイン</p> <p>■市内主要道路の交差点名として信号機に付帯するサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内ほとんどの交差点で信号機に名称サインが付帯している。</li> <li>・R20の信号機とその他の信号機のサインのデザインが異なるが、日本語と英語表記がある。</li> </ul>
	<p>□道路名称サイン</p> <p>■塩山バイパスの路線名称サイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩山バイパスの他に、フルーツライン等にも路線名称サインが設置されている。</li> <li>・R20には『甲州街道』という名称サインが設置されている。</li> </ul>



- 地区名称サイン
- 旧勝沼町下岩崎であることを示す地点名サイン
  - ・ 地区名にテーマ的な言葉をつけて表示している。
  - ・ 表示が小さく、車で通過する際には見落としてしまいそうな文字サイズになっている。



- 施設名称サイン
- 施設の入り口に入り口を示す誘導サインを兼ねて設置
  - ・ 白地に青文字と市のロゴを表示している。
  - ・



- 施設名称サイン
- 施設の入り口に入り口を示す誘導サインを兼ねて設置
  - ・ 道路から直接建物が見えない場合に、敷地が道路に接する場所に縦型などで設置される場合が多いが、誘導サインの最終地点のサインとして施設名称を示したもの。



- 地点名称サイン
- 現在地を示すために、電柱等に設置する地点名称を表示したもの
  - ・ 現在地が把握できるように地区名や地点名を表示するもの。
  - ・ 誘導のためにも、こうした地点名称を表示することは好ましい。
  - ・ 現在地が把握できれば、誘導サインは必要ない場合もある。

(5) その他のサイン（解説サイン及び注意サイン・CIサイン・幟等）の設置状況  
 解説サイン、注意サイン等については、様々なものが設置されており、その役割を考慮しながら、更新や撤去などの判断を行なう必要があります。

解説サインについては、旧市町村で整備されたものが多く、市町村名がそのままになっているものも多く、基本的にはこの部分の微修正を行なっていくことが望ましい。

しかし、新たに設置する場合には、集約方法、表記内容や方法、及びデザインなどの整合性を図りながら整備すべきです。

	<p>□史跡解説サイン</p> <p>■設置主体（所管課）：旧大和町教育委員会</p> <p>■計画の有無：</p> <p>■計画から設置までの手順：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要とされる場所に都度計画し設置。</li> </ul>
	<p>□史跡解説サイン</p> <p>■甲州市近代産業遺産宮光園の解説を行うサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の解説を行うものだが、風情ある門の脇に大きく表示され、サインそのものが目立ってしまっている。</li> <li>・解説サインは目立たせる必要はなく、その配置には配慮が求められる。</li> </ul>
	<p>□歓迎サイン</p> <p>■市域入り口部分に歓迎表現を込めて設置したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲州市へ来訪する大半の人が目にするであろうサイン。</li> <li>・以前は『ようこそぶどう郷へ』というサインであったが、合併後更新された。</li> <li>・少し手前には『武田家終焉の地大和』というサインも設置されている。</li> </ul>



□CIサイン

■ぶどうとワインのまちを伝えるサイン

- ・旧勝沼町時代に整備されたCIサイン。
- ・旧勝沼町の境界以外にも、勝沼地区内に多く残されている。



□CIサイン

■まちづくりの将来像を示している

- ・『豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流都市』総合計画における市の将来像を表示しているもの。
- ・市のまちづくりの方針を伝えるものとして設置されている。



□幟等（幟）

■大菩薩の湯の車両出口付近に立てられた幟

- ・賑わい演出のために立てられた可能性もあるが、年中立てられ、みすぼらしさも漂いはじめている。
- ・公共が手本を示すためにも、こうした幟類の設置は熟慮して行う必要がある。



□幟等（横断幕）

■まちのイメージづくりのために設置されるもの

- ・『〇〇のまち◎◎』は、よく見られるものだが、文字だけではその効果は高くはない。
- ・こうした文字を表示するよりは、産業が背景となる景観をしっかりと見せていくことの方が、よほど効果があると考えられる。

## 2. アンケートによる現状把握

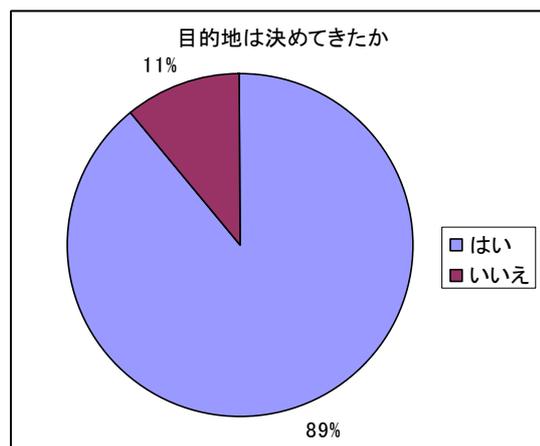
### (1) 来訪者アンケート

平成23年10月1日の“ぶどうまつり”にあわせて、市内各所で聞き取り型のアンケート調査を実施しました。

実施場所 ぶどうまつりの会場・恵林寺・ぶどうの丘

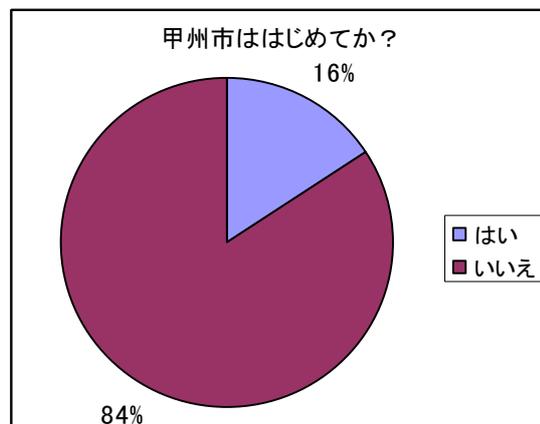
#### ●約9割が事前に目的地を決めてきている

- ・ 甲州市へ来る際に、目的地を決めてきたか否かの間に対しては、約9割が希望の場所を決めてきている。



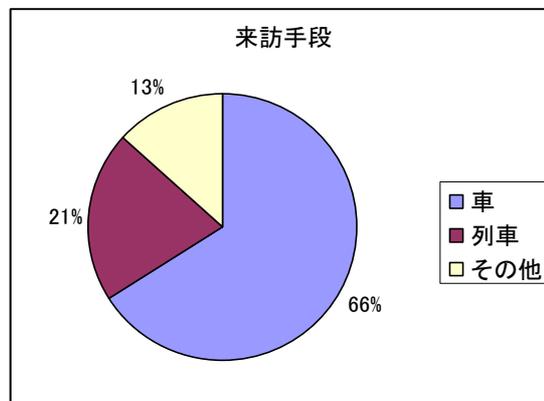
#### ●来訪者の約8割以上がリピーター

- ・ 甲州市への来訪は8割以上がリピーターとなっている。
- ・ はじめて訪れ、道順がわからないという人は2割に満たないという結果となっている。

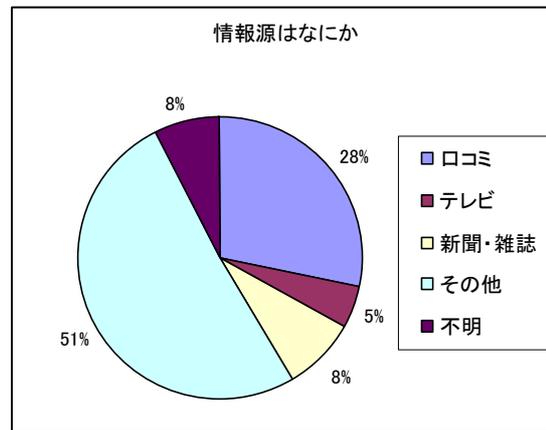


#### ●来訪手段は約7割弱が車での来訪

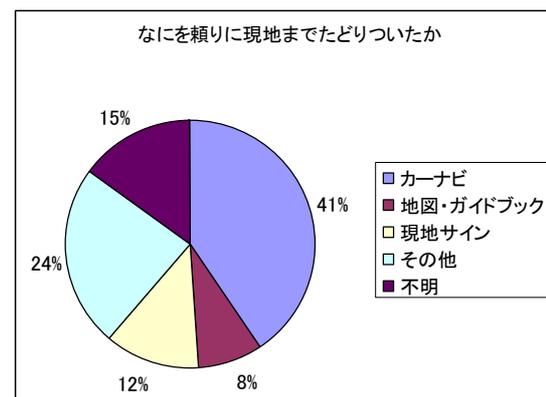
- ・ 来訪手段は、7割近くが自分で運転する車を利用している。
- ・ 従って、市内の誘導ルートを設定することは非常に意味のあることで、それを情報発信する必要もある。



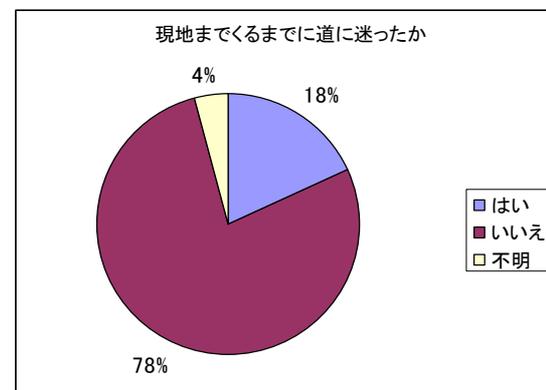
- 来訪動機は約3割が口コミ、その他、JRのチラシによる人が多い
  - ・甲州市を目的地として選んだ理由としては、口コミが3割弱と一番多くなっている。
  - ・その他が5割を占めるが、その内訳は、友人に誘われた等の受動的な理由が多くなっているが、JRのチラシを見て来たというケースも少なくない。



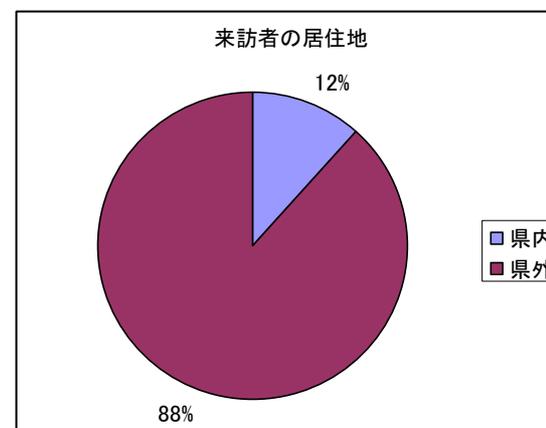
- 移動の頼りにしているのは約4割がカーナビ
  - ・目的地までたどり着くのに何を頼りにしてきたかということについては、4割強がカーナビとなっている。
  - ・現地のサインを頼りに目的地にたどり着いたというケースは、1割強となっている。



- 約8割が迷っていない
  - ・現状の誘導サインの状況で目的地まで迷ったか否かについては、8割近くは迷っていない。
  - ・先ほどの設問と合わせて、サインの整備をどの程度行うのか、費用対効果の面での判断基準となる。



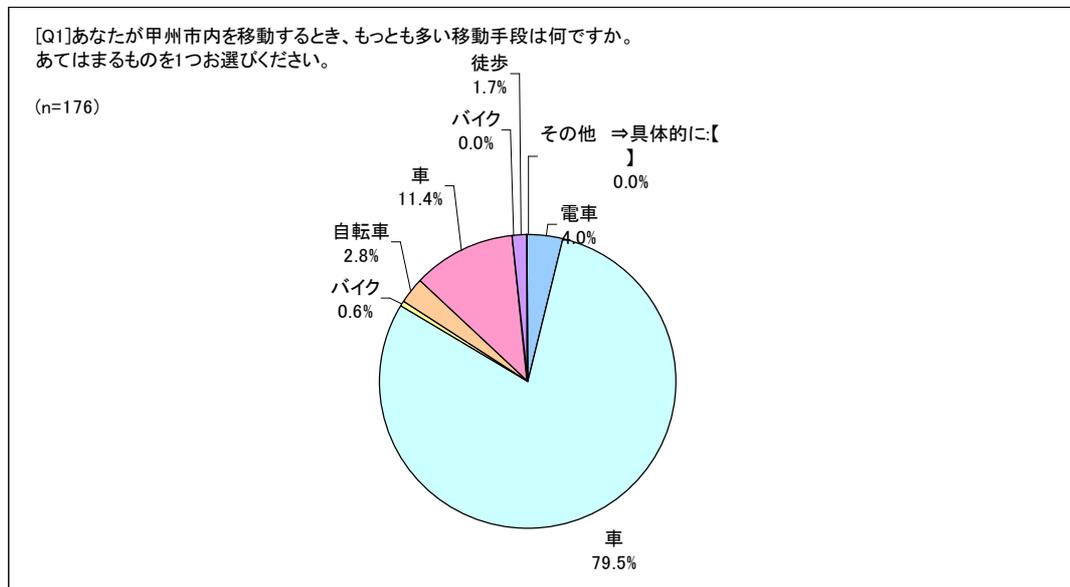
- 来訪者の約9割弱が県外客
  - ・甲州市への9割弱は県外客であり、誘致圏の広さが確認できた。
  - ・誘致圏は広いが、リピーターも多く、通常の観光地とは異なる客層となっていることが伺える。



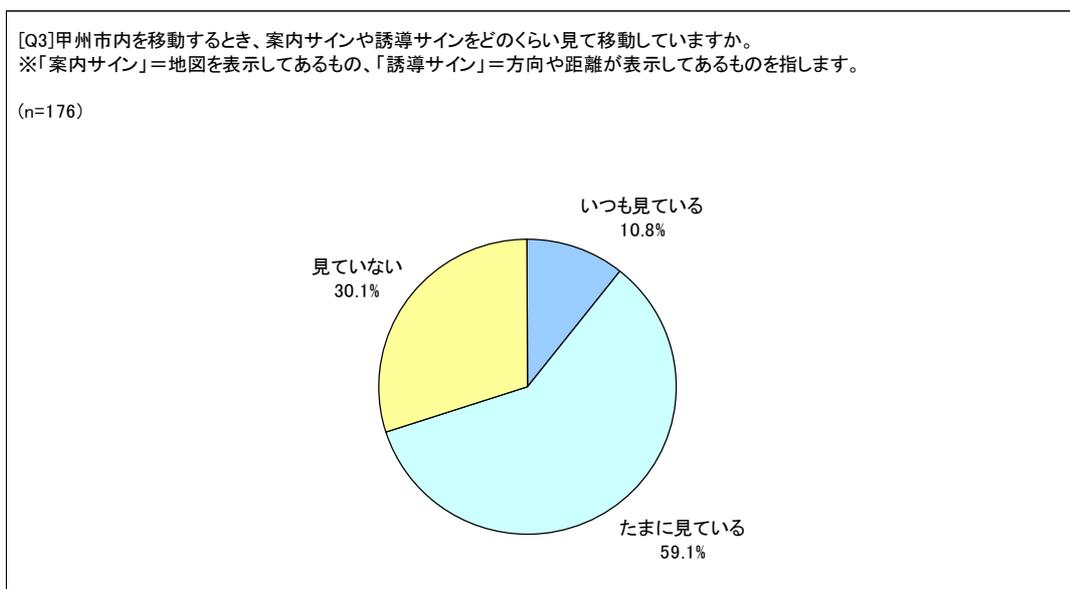
## (2) 市民及び近隣居住者アンケート

甲州市民を中心に通勤・通学等で甲州市内を日常的に往き来する人を対象に web アンケートを実施しました。

- 通勤・通学等、日常的に市内を移動している人たち 8 割が車を利用している
- ・移動手段は 8 割弱が車を利用している。
- ・このため、車からの視点で誘導等を検討する必要があります。

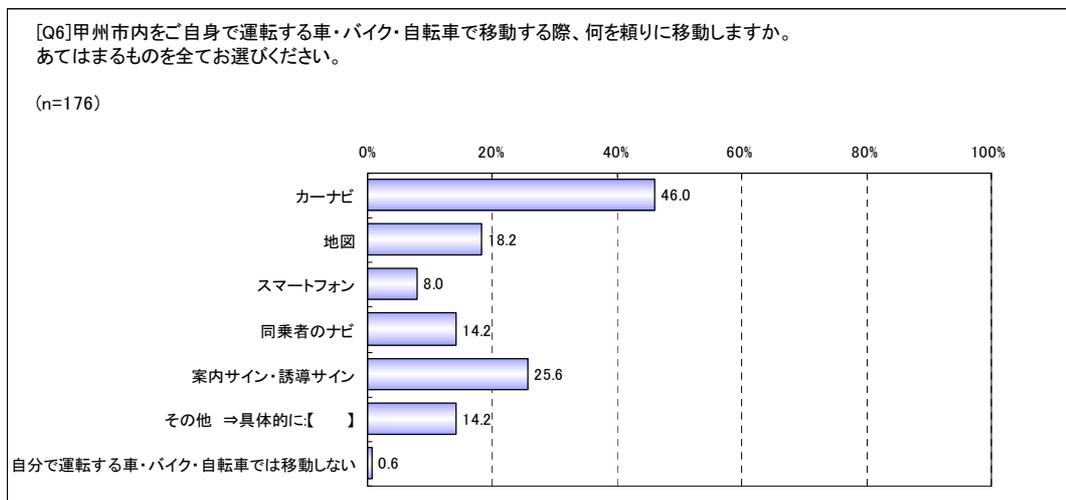


- サイン類を利用している人は 7 割（見ている約 1 割、たまに見る約 6 割）
- ・日常的にサインを利用しているかということについては、いつも見ているが 1 割、たまに見ているが 6 割、見ていないが 3 割となっている。
- ・これは、来訪者アンケートの結果で、現地のサインを使用するケースが 1 割強あったことと比較すると、サインをよく見るというケースは、1 割程度であるということが伺える。



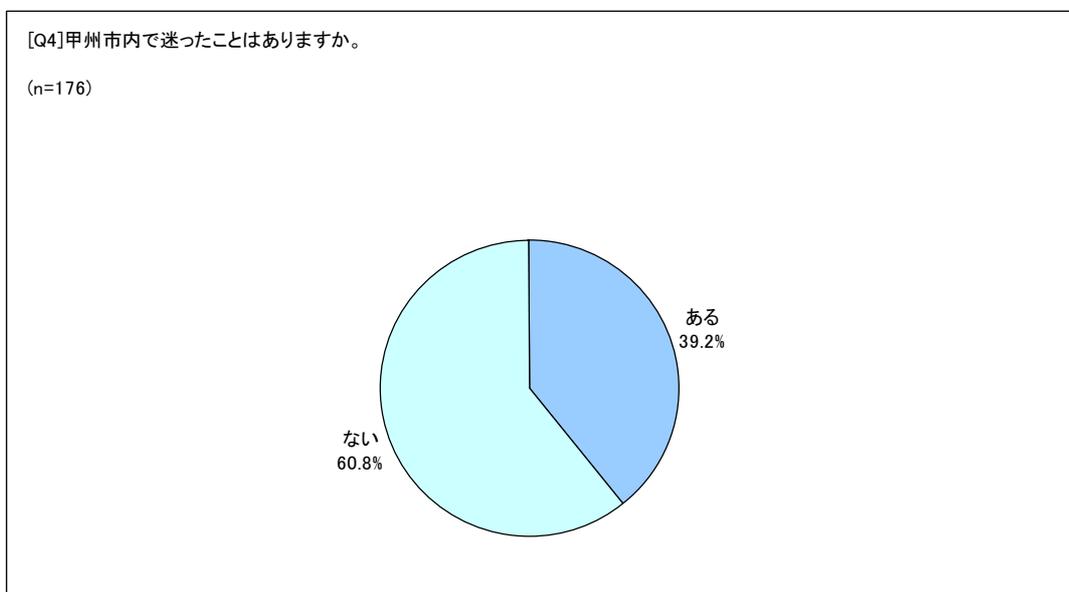
●移動の際に頼りにしているのは約半数がカーナビ、サイン類は約3割

- ・ 移動の際に頼りにするものについては、車の移動が多だけに、ほぼ半数がカーナビを頼りにしている。
- ・ サイン類も頼りにしているケースは2割半となっている。

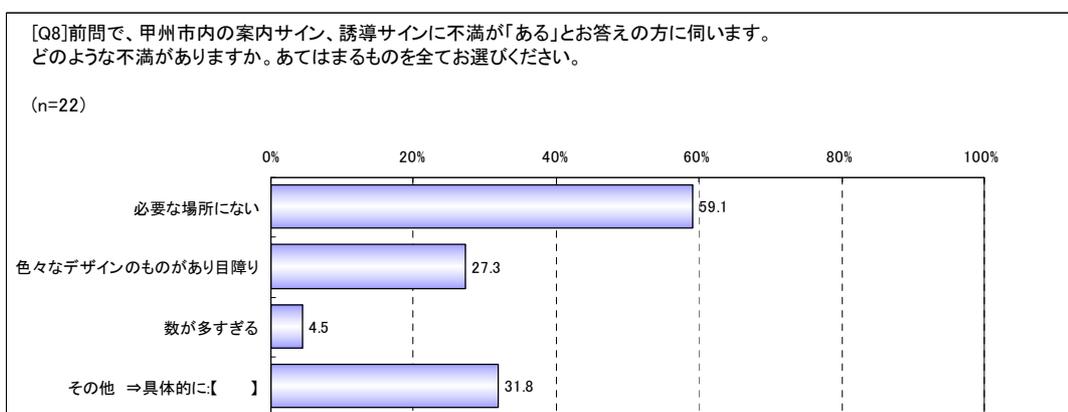
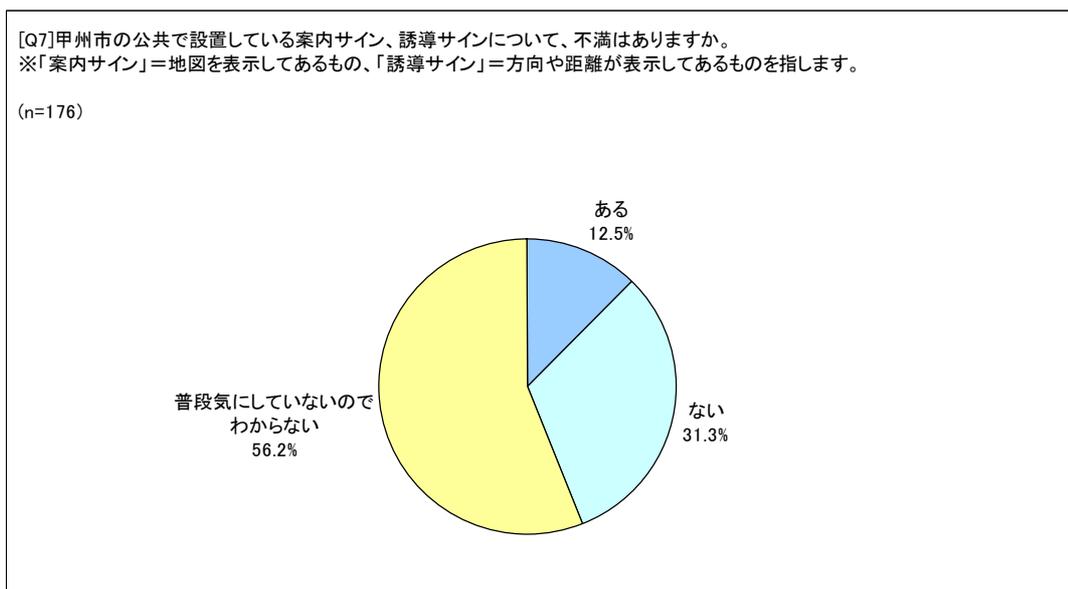


●迷ったことがある人は4割

- ・ 県外からの来訪者が8割は迷っていないことから見ると、日常的に市内を移動している人の方が4割弱迷った経験があり、来訪者向けの誘導よりも日常的な施設などへの誘導が充分でないということも見て取れる。

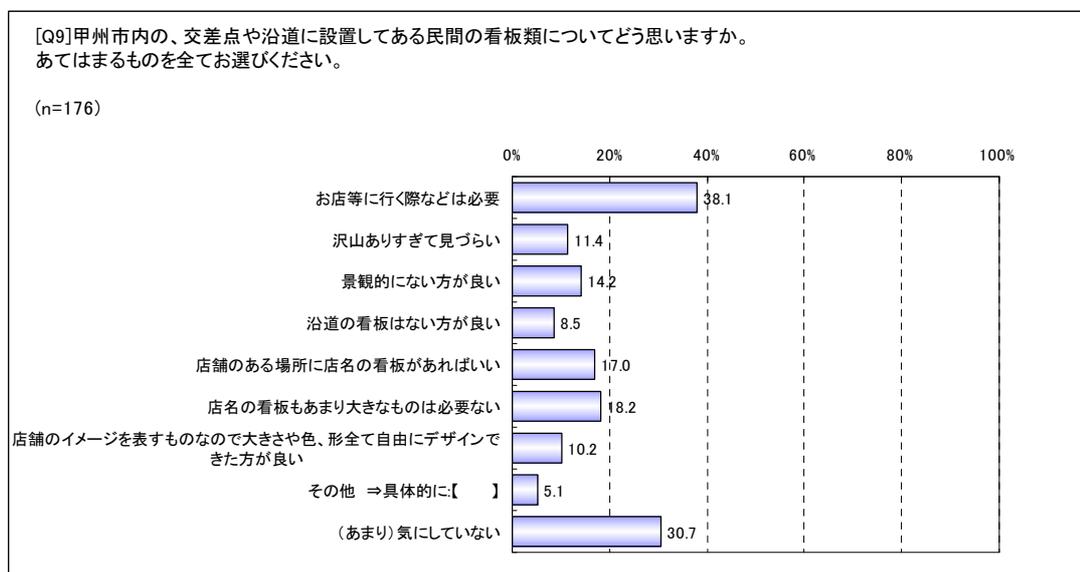


- サインへの不満を持っている人は1割強、そのうち『必要な場所がない』と感じている人が約6割、『いろいろなものがあり目障り』が約3割
  - ・サイン類に不満を持つ人は、1割強と多くとは言えないが、不満がないと答えた人が3割強でありことを考えると、意識している人の中では3割近くが不満な点があると答えたとも言える。
  - ・必要な場所がないと感じている人は、6割弱あり、設置場所については良く検討する必要がある。
  - ・特に迷うと答えた人が4割いたことを考えると、日常的に利用される公共施設類の誘導に付いても考慮する必要があることが伺える。
  - ・また、色々なデザインのものがあり、目障りであると答えた人も3割弱あり、目障りになるようなデザインは避けることが望まれている。
  - ・必要な場所がないという一方で、数が多いと感じている人が若干あることを考えると、適切な場所を検討することが重要であることが伺える。



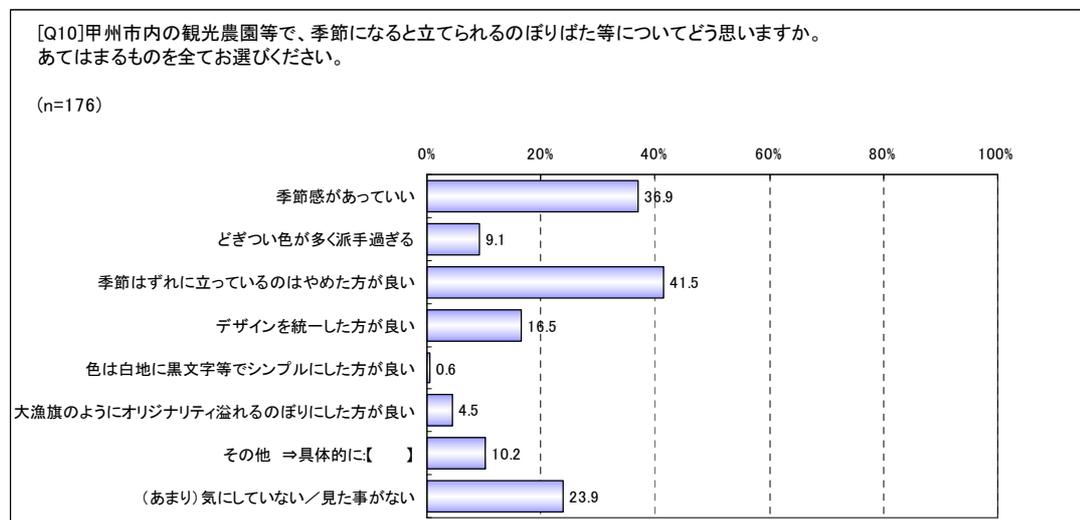
●民間のサインについても約4割が必要と感じている

- ・ 今回のサイン計画は公共サインを対象としているが、アンケートでは、民間のサイン類についても設問した。
- ・ 民間のサイン類については、4割弱は必要と答えている。
- ・ とかく、景観問題などで民間のサイン類は問題となるが、利用者にとっては重要であり、誘導の仕組みは必要であるといえる。
- ・ 一方で、沢山ありすぎて見づらい、や景観的にない方が良いという人も1割以上はあり、店舗のある場所に店舗名があり、大きなものは必要ないというように感じている人が2割弱あることから、存在そのものも賛否両論だが、一定のルールに従って、目障りにならないが誘導に足るサインシステムを検討することが求められているといえる。



●幟等については、季節感を感じる人が約4割あるが、季節外れに残しておくことはやめたほうが良いと感じている人も約4割

- ・ 幟等については、適切な時期にあることは許容されているといえる。



### 3. サイン整備の課題

#### (1) 設置状況からの課題

##### ① 全般的

公的に設置されたサイン類を全体として見た場合、旧市町村のサインが残っているため、市域全体としての統一感が阻害されている状況にあります。

環境的に異なった旧市町村のエリアであり、統一的に見せる必要性は低いですが、明らかに異質なサインが“甲州市内”に併存していることは違和感があります。

また、今回は公共サインに絞った計画のため、民間事業者等の設置するサイン類についての検討は行いませんが、これらに対して良好なモデルとなるような公共サインのあり方を示す必要があります。

##### ② 案内サインについて

旧市町村で整備したサインがそのまま残っている部分も多く、市域全体の案内という意味では充分ではなくなっています。

市域の入口となる場所及び主要な観光施設でサインの無い場所、もしくは旧市町村のエリアのみの表示内容のものについて、随時市域全体の案内マップに更新し、必要に応じて、詳細のエリアの案内マップなどを付加するような対応が必要となっています。

案内サインについては、ベースとなる地図のイメージ（主要路線を明確にする等も含め）を、インターネット等での情報提供、現地での案内板、持ち運べるマップ類で合わせることで連携を図ることで、市域のイメージをより明確にすることが可能になります。

##### ③ 車両用誘導サインについて

現状でも数多く設置されているため、その要不要を判断し、更新・撤去等を判断し整備を行なう必要があります。

そのために、まずどの道を使ってもらいたいのかを明確にする“導線計画”を策定し、積極的に情報提供していくことが重要となります。

誘導サインは、あるに越したことはないという判断になりがちですが、あればあるほど景観を阻害する要因になりかねません。

従って、必要な場所に効果的に設置することが求められます。

##### ④ 歩行者用誘導サインについて

歩行者用の誘導サインについては、都市部のように、歩いての目的地への移動というよりは、レクリエーションのためのウォーキングに対応したものが主体となっています。

このため、“歩く楽しみ”を奪うような情報の過剰掲載や、景観を阻害するようなサインは避ける必要があります。

従って、統一が第一義ではなく、歩く楽しみを誘発提供するようなサインの整備のあり方も検討する必要があります。

#### ⑤ 所在サインについて

路線名等の所在サインについては、道路整備と併せて設置されているもので、所々に見られますが、法則性も感じられず、必要な場所に設置されているようには見えません。特に路線名称は、誘導サインとの連携で、移動の際に自分のいる場所を確認する機能があるため、誘導計画の中でしっかり検討していく必要があります。

交差点名称については、かなりの割合で整備が進んでいますが、信号機のある交差点のみの整備になっており、これについても、今後誘導計画等とも調整しながら設置の検討を行う必要があります。

施設名称については、施設毎に整備されているため、市としての統一感や甲州市らしさといった面では充分ではない面も見受けられますが、公的な施設に関しては現状の白地に青で整備されているものを踏襲するかたちで対応していくことが望ましいと言えます。

所在サイン全体として、足りないものを補完すると同時に、これまでのサインデザインを踏襲しながら統一を図ることが求められます。

#### ⑥ 解説サインについて

文字主体で対象施設等の解説を行うものですが、ガイドがいなくても、施設についての魅力を伝えられるような内容で設置することが求められます。

サインのデザインについては、施設毎に検討し、市の施設であることがわかるように甲州市のマーク等をどこかに入れる程度で十分と言えます。

施設毎のデザインも、極力対象物の見え方を阻害しないようデザインと設置位置を検討することが重要であり、サインそのもののデザインを統一する必要性は低いものといえます。

従って、必要性に応じ、対象物を阻害しない配置と外観で、魅力を十分に伝えることを目的として、その都度検討して整備することが求められます。

#### ⑦ 注意サイン、CIサイン（ウェルカムサイン等含む）、幟等について

注意サインについては、必要に応じて整備することが望ましいといえます。

その必要性については、ルール作りを行い、規制内であればどんなものでも整備して良いというのではなく、注意喚起を行わなければ危険であるといった判断を行って、目につくようなデザインで整備することが望まれます。

CIサインについては、サインでイメージづくりを行うというよりは、本市の景観を感じてもらおうことの方が重要であり、極力設置しない、撤去するといった方向性が望ましいと言えます。

幟等については、基本的に公共では設置しないということが重要であり、民間への手本を示すという意味でも、イベントなどでの設置する場合は、期間限定での設置や、派手な色は採用しない等のルールを設ける必要があります。

## (2) アンケートからの課題

来訪者の多くがカーナビを利用しており、道に迷うことも少なくなっているの  
で、誘導サインの役割も変化しており、景観への配慮などから、サインそのもの  
はできるだけ設置しないことを前提とすべきと言えます。

公的に誘導するものは数を絞って、的確に誘導サインを設置することで、必要  
な場所がないという状況を改善することが望ましいと言えます。

## (3) 本市の現状からの課題

本市では、「甲州市景観計画」の中で、美しい甲州市づくりを目指しており、  
サインの配置やデザインにおいても、甲州市の景観に配慮したものが望まれてい  
ます。

基本的には、農業がベースとなっている景観であり、その関連の産業としてワ  
イン醸造があると言えます。本市は、単なる農村景観ではなく、それにワイン醸  
造という独特の景観を有しており、牧歌的、田舎的なイメージと言うよりは、洒  
落た雰囲気を持ち合わせており、サイン整備においてもそうしたイメージを阻害  
しないことが求められます。

基本的には、サインの数を減らすことが重要であり、設置する場合には、洗練  
されたデザインで整備することが望まれます。

### 3章 サイン整備計画

#### 1. 計画の体系

公共サインの整備計画を、次の体系で策定します。

##### ① 基本方針

公共サインの整備に関する基本的な方針として、全ての人が安全に安心して、移動ができるようなシステム等を定めます。

##### ② 各種サイン整備計画

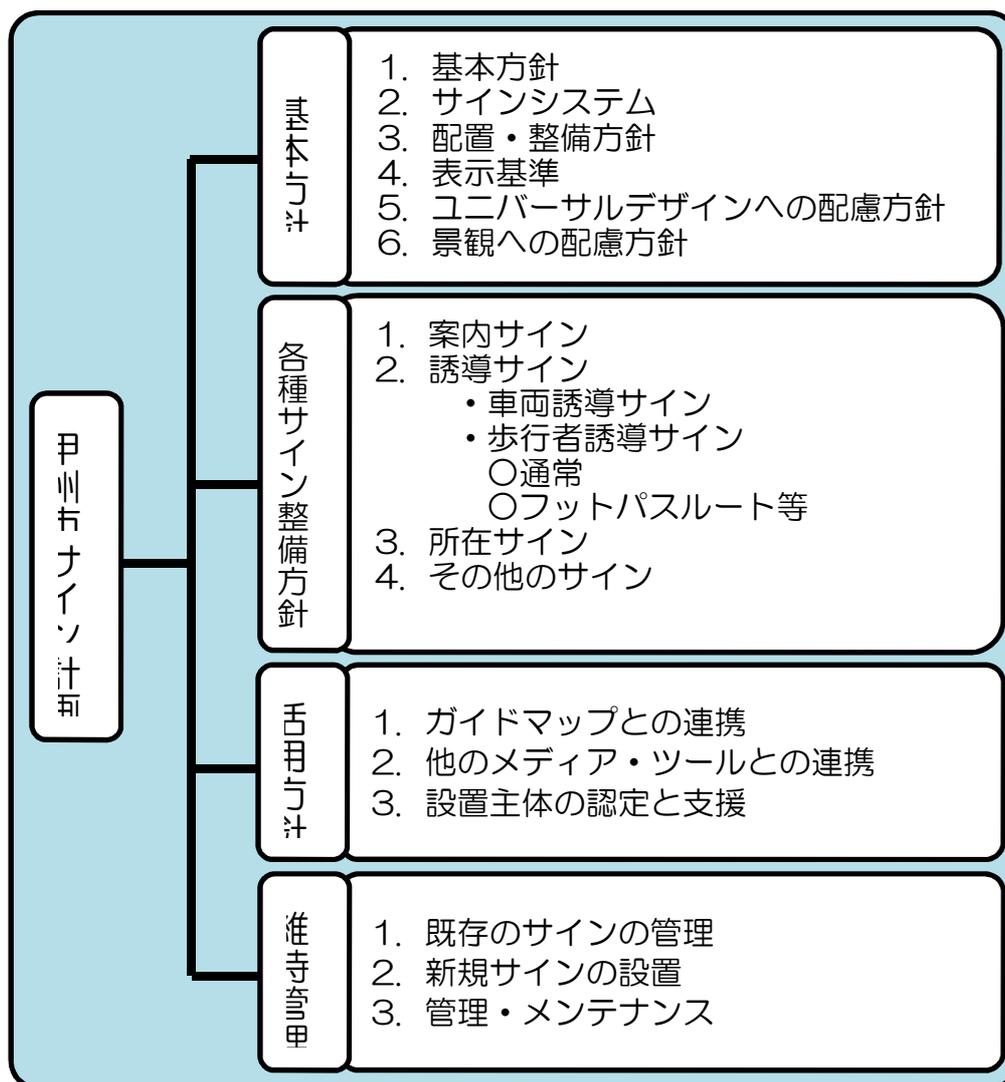
機能分類ごとのサインに対して、それぞれの整備計画を、基本方針に則って定めます。

##### ③ 活用方針

公共サインによる、案内や誘導のみに頼らず、観光マップや案内マップなどや、他メディア・ツールとの連携を図ることにより、より少ない表示で十分に情報提供できるような活用への取組みの方針を提案します。

##### ④ 維持管理方針

サインの設置のみではなく、維持管理についても一定の方針のもと連携して行うことを定めます。



## 2. サイン計画の基本方針

### (1) 基本方針

次の3つを基本方針の柱として、良好で質の高いサイン整備を図ります。

- ① **誰もが、安全に安心して移動できるサイン整備**
- ② **必要最小限を心がけ、シンプルで景観に配慮したサイン整備**
- ③ **既存サインとの連携を考慮して適切に活用するサイン整備**

#### ① 誰もが、安全に安心して移動できるサイン整備

公共サインの主な役割である「目的地までの円滑な誘導」を基に、ユニバーサルデザインに十分配慮し、年齢や言語等に関わらず、誰もが見やすく、安全に安心して移動できるサイン整備を目指します。

#### ② 必要最小限を心がけ、シンプルで景観に配慮したサイン整備

サインの設置については、階層配置システムを採用しエリア誘導を採用します。また、導線計画を策定し、誘導経路を限定することにより、必要最小限を心がけた整備を行います。

デザインは、景観に馴染むものとし、シンプルで統一感のあるものとします。

表記及び設置の基準を定め、標記内容や設置場所等、利用者が必要とする情報が見やすく適正な情報量が標記されるようにします。

案内サインに使用するマップは、統一感のあるものを使用すると共に、ガイドブック等にも同一のデザインのマップの使用を推奨しサイン以外との連携をはかり、より一体感のある情報提供に努めます。

#### ③ 既存サインとの連携を考慮して適切に活用したサイン整備

既存のサインと新たに採用するサインシステムとの連携をはかり、適正な整理統合を行い、全てのサインの要不要の判断を行い、不必要なものについては、基本的に撤去することを推進します。

また、有効な活用を図るため、サイン台帳を整備し的確で継続的に維持管理ができるようにします。

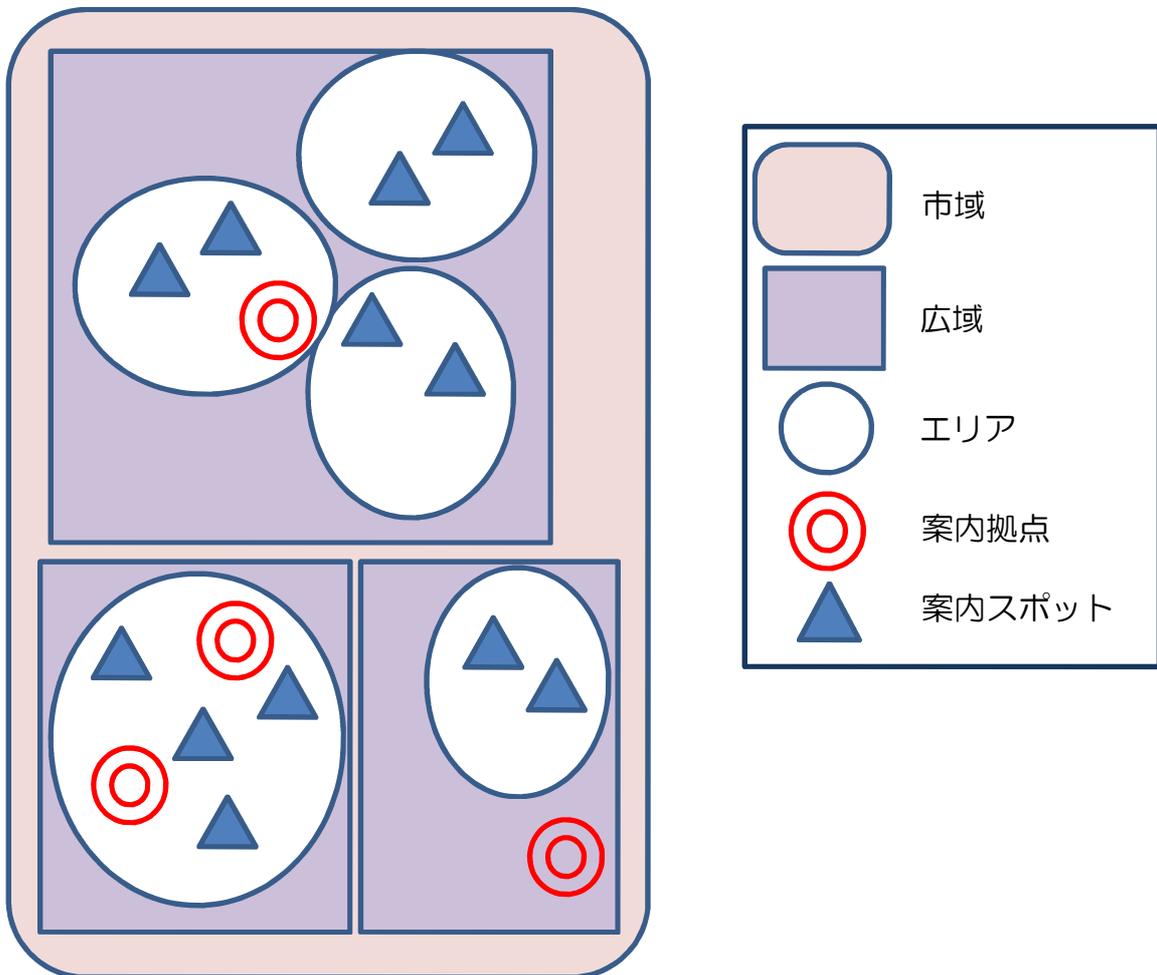
(2) サインシステム

効率のよい車両誘導を行うために、階層配置システムを採用し、広域からエリアそして案内拠点へと誘導を行い、案内拠点から案内スポットへは、案内マップや個別誘導サイン等により、段階的に案内を行うことにより、最小限のサイン設置により、連続した誘導を行います。

●階層の区分と誘導方法

階層の区分	誘導方法
広域へ誘導	道路案内標識の青版（105系・106系・108系）より誘導します。
エリアへ誘導	「山梨県観光サインシステム整備計画」によるエリアを利用して誘導します。
案内拠点へ誘導	交通拠点を案内拠点と位置づけ、周辺施設へ誘導します。
案内スポット	観光の拠点を案内スポットと位置づけ、周辺を詳細に案内し、誘導します。
個別誘導	特定誘導対象に対し、個別に一定のルールに則って誘導します。

●階層配置システムイメージ図



① 広域への誘導

広域の範囲は旧市町村単位として、導線計画に基づき、道路標識の105系・106系・108系の表示と連携を図り誘導を行います。

通常道路管理者が設置しているので、十分協議を行っていきます。



・道路標識 106系



・道路標識 108系

② エリアへの誘導

エリアへの誘導は、「山梨県観光サインシステム整備計画」により設定されたエリアを活用し、不足している箇所については追加等を行います。

また、案内マップ等にもエリアを積極的に表記し、より有効的な活用を図ります。

・エリア設定状況（山梨県観光サインシステム整備計画より）



・エリア誘導サイン

大菩薩山麓エリア

塩山歴史の郷エリア

塩山果実の郷エリア

大和田川渓谷エリア

勝沼ぶどう郷エリア

### ③ 案内拠点

案内拠点は、広域の案内の旧市町村に1箇所程度設置していくこととして、現状では、人が交流する拠点であり、案内情報の集積が必要な場所である、JR塩山駅、JR勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和道の駅を案内拠点と設定します。

案内拠点においては、対象となる範囲及びその他の案内拠点まで、案内できる案内サインを設置して、より多くの情報と誘導を行いながら、その付近の詳細な案内も同時に行えるようなサイン施設の設置を行います。

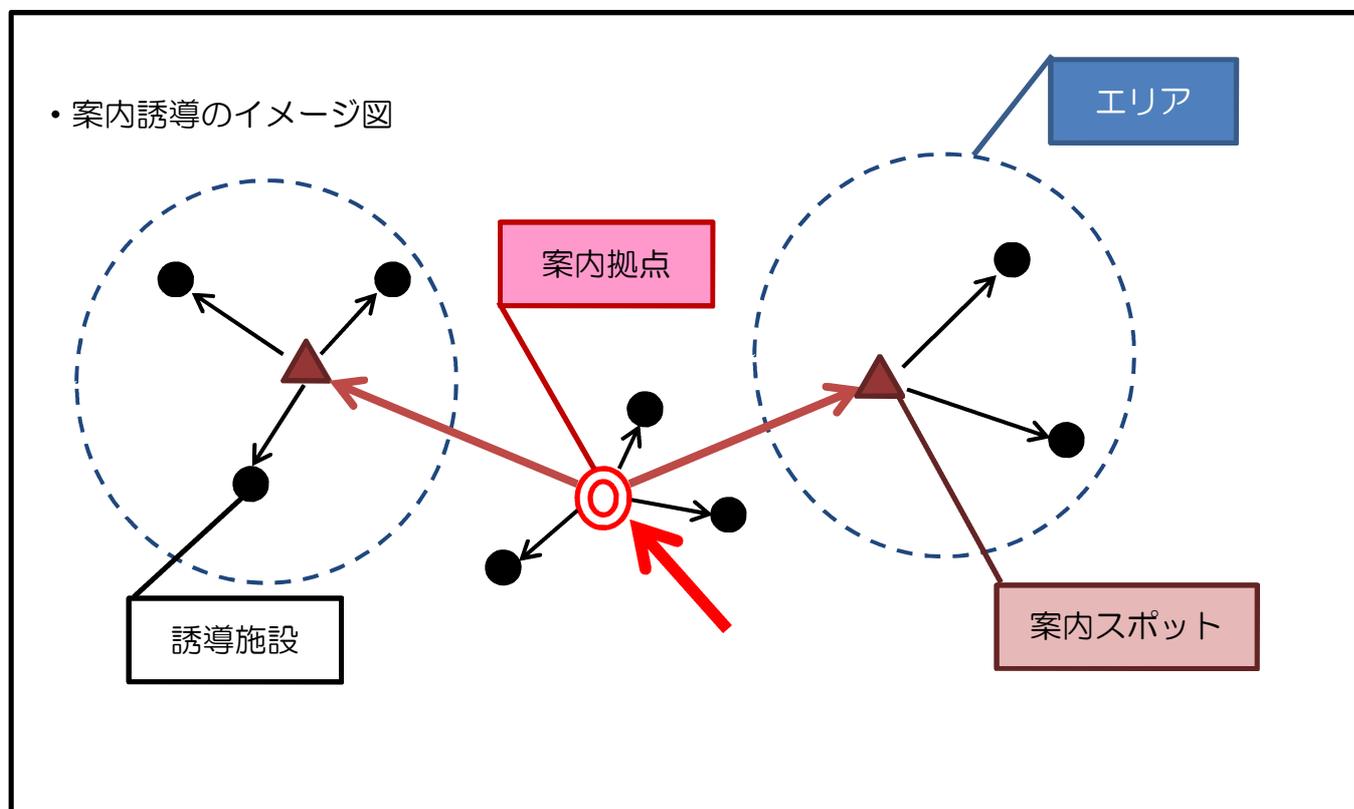
また、案内拠点への誘導は、広域やエリアの誘導としても行っていくようにするとともに、案内マップや案内板等にもインフォメーションとして、明記して案内拠点としての認識を広めるようにします。

### ④ 案内スポット

案内拠点以外の観光拠点と交通拠点を案内スポットとして、その施設の周辺（主に徒歩圏内）の施設を、案内サインにより誘導します。

この案内サインには、より詳細な施設等を掲載し、周辺の散策等をする際に参考となるようにします。

また、既に設定されている、フットパスルートや、ウォーキングコースなどとの連携にも配慮し、情報を複合することにより、施設に設置されているサインとの集約も図っていくこととします。



### (3) 配置・整備方針

#### ①設計施工に関すること

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけます。また、長期にわたりサインを活用できるよう、維持管理面にも配慮した構造とします。

サイン施設周辺の段差や舗装等についても、サインに近づいて確認が必要な場合に支障があると判断される場合は、設置箇所の移動や、歩道等の整備もあわせて行う等の取り組みが必要です。

サイン施設の多くは屋外に設置されるため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表地面が高熱にならない素材を選択するなどの配慮が必要です。

人為的な事故やいたずら等による破損に対しては、表示面カバーの設置、四隅の巻き込み、張り紙やいたずら書き防止の表面加工処理などの対策が必要です。

サインの表示面は、施設や周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、定期的・短期的な変更が予測されるものについては、部分的な取替えが可能な構造とします。

#### ②整備に関すること

サインは分岐点からそれぞれ視認できる、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。

サイン施設の周辺に設置物が多く、サインの存在が目立たない場合は、その位置に案内サインがあることを示す「インフォメーションマーク」を設置するなどして、サインの顕在性を高めます。

#### ・インフォメーションマークを利用した例



#### (4) 表記基準

表記にあたっては、景観に配慮し、サイン全体の一貫性を持たせることが重要です。

多国語による表記は多くの表示スペースを要するため、表示が煩雑しないように注意します。

##### ① 言語・文字

- ・ 言語は日本語とし、英語を併用することを基本とする。
- ・ 国文法、現代仮名づかいによる表記を行う。ただし、固有名詞においてはこの限りではない。
- ・ 数字の表記は、算用数字を用いる。ただし固有名詞はこの限りではない。
- ・ 同じ対象が異なった表現で表記されないように注意する。

##### ② 書体

- ・ 和文、英文、数字に仕様する書体は、視認性が高く馴染みのある丸ゴシックまたは、角ゴシックを基本とする。

ただし、必要に応じて、その用途にあった書体を用いるが、視認性を十分配慮し選択する。

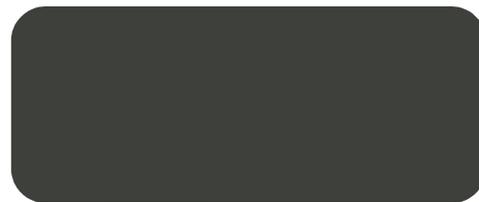
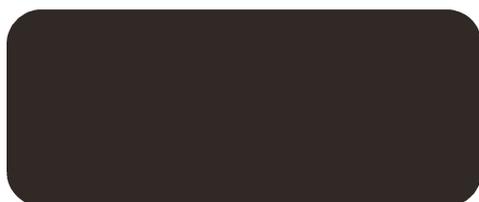
##### ③ 色

- ・ 周辺景観との調和に対する配慮及び周辺サインとの連続性を形成するため、表示面の色は濃い茶色系及び濃いグレーを基本とし、平成16年に国土交通省が策定し、全国で活用されている景観配慮色（10YR 2.0/1.0・ダークブラウン・10YR 3.0/0.5・ダークグレー）若しくは、これに類似した色とします。
- ・ 文字等の視認性を高めるためには、地色と文字色の明度（明るさ）の対比を大きくすることが有効であるため、文字色には明度の高い白系を使用することを基本とする。
- ・ 設置する場所やサイズにより、ダーク系が周囲の景観に馴染まないと判断する場合には、表示面の色と文字の色を反転させるデザインの使用も考慮する。

#### ■ 推奨色

・ 10YR 2.0/1.0 【ダークブラウン】

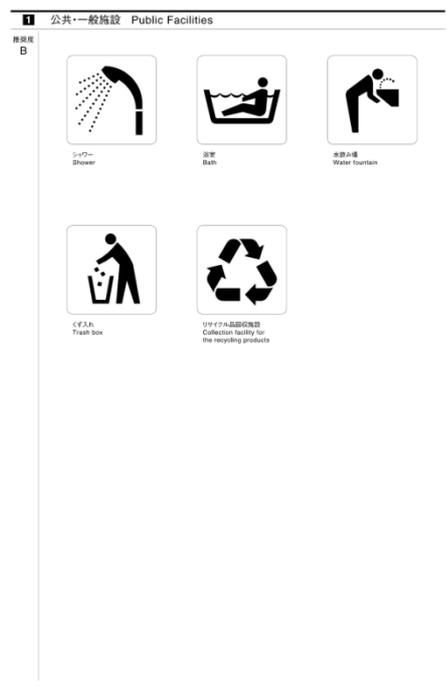
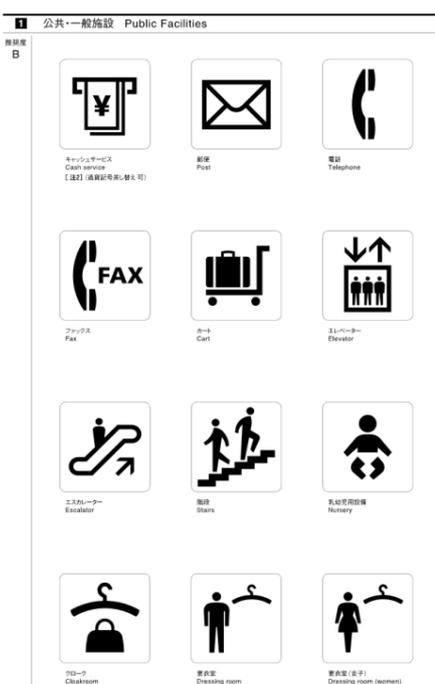
・ 10YR 3.0/0.5 【ダークグレー】



④ ピクトグラム

- ・ ピクトグラムとは抽象化・単純化された絵を用いて多くの人に共通の意味を伝える記号である。言語によらず直感的に伝達できるため、ユニバーサルデザインの観点からも積極的に導入する。
- ・ ピクトグラムについては、JIS Z 8210 に規定されたものを使用する。

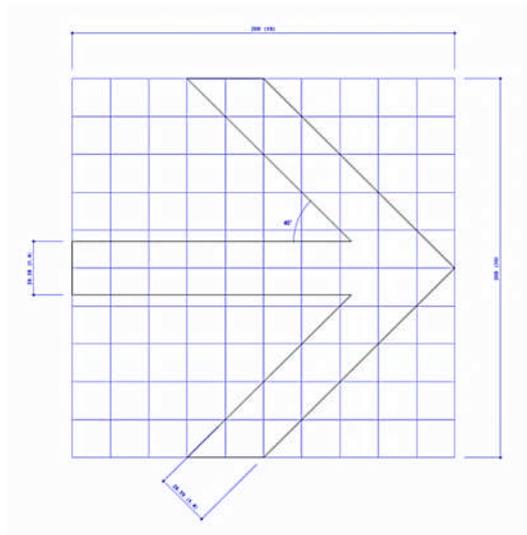
【標準的なピクトグラムの例】



【出典 交通モビリティ財団】

## 矢印

- 表記面の矢印については、JIS Z 8210 に規定されたものを 10 : 10 に改良したものを使用する。



- 矢印の方向優先順位は、以下のとおりで表記する。
  - 前方向
  - 右斜め前方向
  - 右方向
  - 右斜め後方向
  - 左斜め前方向
  - 左方向
  - 左斜め後方向※後方は標記しない
- 矢印の配置は、矢印の方向側にし、板面のレイアウトを左右中央揃えに調節する。



## (5) ユニバーサルデザインへの配慮方針

### ① 車いす使用者・歩行困難者への配慮

車いす使用者の視線に配慮したサイン表示の高さを設定することが重要ですが、利用者の視力が弱い場合や、情報量の多い案内サインを見る場合も考慮し、その人が見やすい距離まで近づいて見ることができるように、設置場所や周辺の環境、サイン施設形状への配慮が必要です。

車いす利用者が近づいて見る際に邪魔にならないように、サイン施設の周辺には植栽やごみ箱、その他の施設を設置しないことが必要です。また、サインが設置されている周辺住民に対して、サインの重要性や来訪者への誘導案内意識の向上等について啓発を行う必要があります。

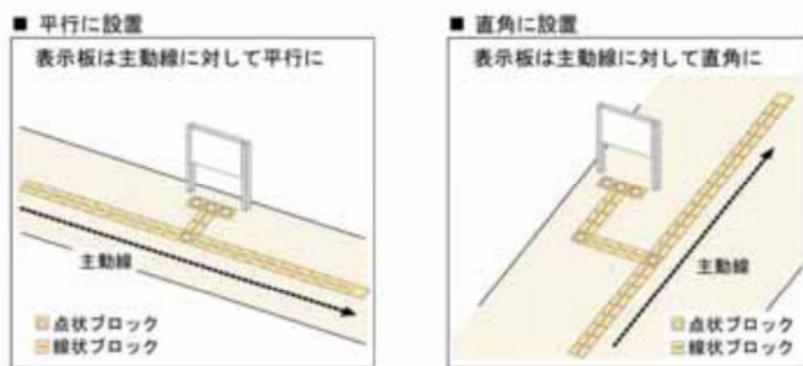
また、サインの構造や設置場所についても、近づいて見る利用者への妨げにならないような配慮が必要となります。

### ② 視覚障害者への配慮

視覚障害者や高齢で視力が低下した人など、だれも見やすくわかりやすいサインとするために、文字やピクトグラムの大きさ、サインの設置の高さ等に配慮します。

また、色彩に関しては色弱や色盲等の方々にも配慮し、色覚バリアフリーの視点から配色を設定し、点字表示面を紫外線硬化樹脂印刷や後貼りで行う場合は、ベース素材と表面仕上げとの相性を十分確認し剥離防止に注意して施工するようにします。

案内サインを、視聴覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）のある歩道上に設置する場合、サインの設置方向は進行方向に対して平行に設置することを基本とします。歩道幅員が広く、休憩施設や植栽等が整備されている地点や、案内サインの利用者が多く見込まれる場所で設置場所を十分確保できる場合は、主要動線の進行方向に対し直角に設置することが有効な場合もあります。



## (6) 景観への配慮方針

### ① 施設デザイン

サイン施設は、周辺のまちなみや景観を阻害しないデザインとすることとします。

サインを設置する周辺の雰囲気や、まちなみ景観になじむ色を基調カラーとして、統一感のあるサイン整備を行うことが重要です。

施設のデザインで地域らしさを表現する手法もありますが、地域特性はできるかぎり、サインに表示する情報内容で表現することとし、誘導案内に不用品な造形や過度な装飾は避け、だれもが一目で認識できるように、できるだけシンプルなデザインにします。

### ② サインの集約化

サインの設置場所の有効利用や景観への配慮の観点から、誘導サインと案内サインが至近距離に設置される場合は、サイン施設の集約を行います。個別の施設管理者が独自に誘導サインを設置している場合「情報掲載基準」で表示されるべき施設であれば、公共サインとしてその施設へ誘導するために適切な位置に設置された誘導サインに、施設名表示を追加します。

基準外となる民間施設の場合は、それぞれのサイン設置主体で連携して、サイン施設の集約することが望まれます。

### ③ 屋外広告物との調整

サイン施設の顕在性は、施設デザインだけでなくまちなみ景観によっても大きく影響されます。サインの周辺にサインの見え方を阻害するようなデザインや大きさの広告物等が設置されている場合、サインの顕在性を確保できません。

屋外広告物についても、まちなみ景観の重要な構成要素として位置づけられているので、公共サインの顕在性の確保とともに、屋外広告物の設置についての規制と十分な連携をはかり、良好な景観に配慮したサイン施設の設置を設置事業者とともに検討していくようにします。

### 3. 各種サインの整備計画

#### (1) 案内サイン

##### ① 基本方針

案内サインについて以下のような方針で整備を行います。

- ・案内サインはシンプルで大きすぎず、景観に配慮し、景観と調和したデザインとする。
- ・シンプルな基本型を基準とし、設置場所により情報量を考慮して、基本型の組み合わせにより設置する。
- ・案内マップの縮尺や、記載内容も出来るかぎり統一的なものとする。

##### ② 配置場所と表示内容

人が交流する拠点であり、案内情報の集積が必要な場所を案内拠点とし、そこにはそのエリアの情報を広く提供する案内板を設置し、主要な観光施設等にその周辺の詳細な案内情報を提供する案内スポットを設定し、段階的に案内版の設置を行います。

案内拠点や、案内スポットについては、十分な検討のうえ追加を行っていくようにします。

案内拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ JR塩山駅</li><li>・ JR勝沼ぶどう郷駅</li><li>・ 道の駅甲斐大和</li><li>・ 勝沼支所</li></ul>
案内スポット	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 恵林寺</li><li>・ 大菩薩の湯</li><li>・ 牛奥みはらしの丘</li><li>・ 勝沼ぶどうの丘</li><li>・ 鳥居平</li><li>・ 宮光園</li><li>・ 大善寺</li><li>・ JR甲斐大和駅</li><li>・ 景德院</li></ul>

案内拠点・案内スポットの配置図



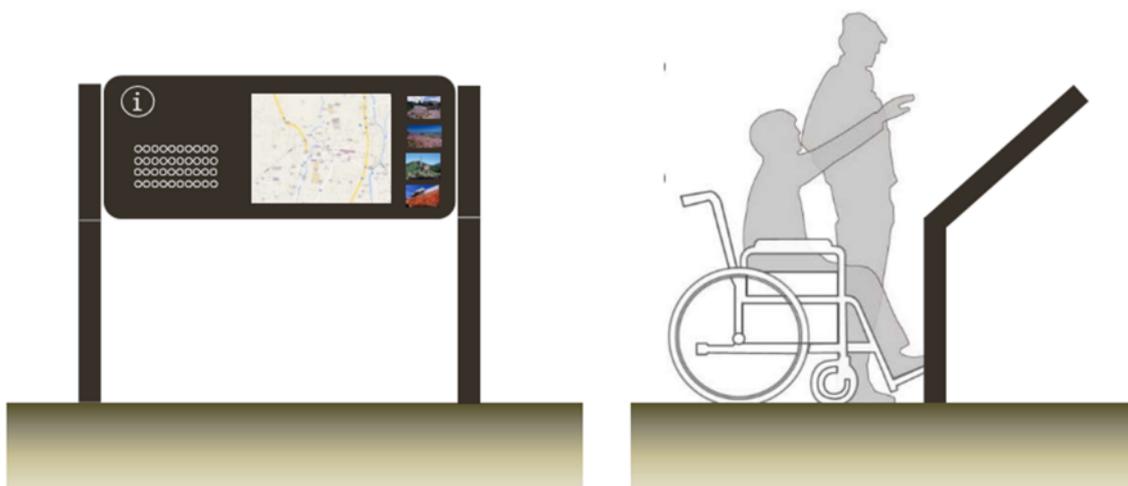
① サインのデザイン

基本的なデザインのもの、情報量により必要に応じて横に継ぎ足すような形式とします。

■ シンプルタイプ



■ シンプルタイプ（表示面を傾斜させ視界をさえぎらない）



## ② 組み合わせ方法

### ・案内マップ

設置箇所により広域案内マップと周辺案内マップ又は地域案内マップを組み合わせて設置する場合には基本系を連結していく形とします。

なお、案内マップの組み合わせは場所や利用者等に十分配慮して決定していくようにします。

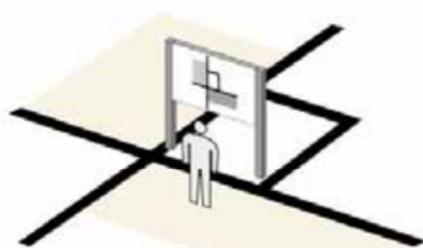


## ③ 設置方法

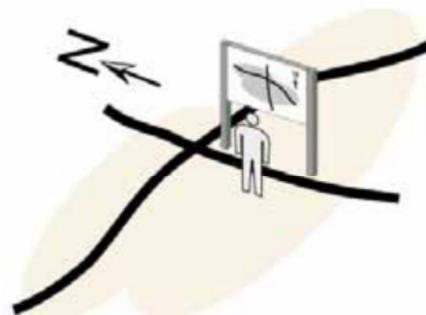
案内サインの設置に関しては、情報を得るために見るスペースを確保できることが絶対条件であり、滞留空間を確保できない場所には設置をしないこととします。

また、サインが設置されることで、景観の阻害をしないような配置を検討し、見通しなどの邪魔になる場合には、案内面を傾斜させて高さを抑えるタイプのサインを採用することとします。

案内サインの向きは、サインに向かって前方をうえとして設置します。ただし、縮尺の小さい広域案内マップでは北を上として設置します。



周辺案内サイン



広域案内サイン

#### ④ 表示内容の考えかた

##### ・情報掲載の考え方と標準

サインに表示する情報は様々ですが、その掲載に当って重要なことは、必要かつ十分な内容を適切に選択することと、標記方法に一貫性を持たせることです。

掲載内容の検討では、民間施設を含む施設の選択方法がポイントとなります。合理的な手続きで選択を行うためには、施設の種類ごとに掲載条件や細目を定め標準化することが望ましいです。これはサイン設置後の情報の更新を円滑に行うためにも必要となります。日本語の表記では掲載施設の名称などを簡潔に表現することがポイントとなります。

少なくとも、サイン計画のレベルでは基本的な表記方法の標準化、標準化をしておくことが必要となります。

##### ・記載内容の考えかた

サインに掲載する施設を選択するにあたって、重要な点は2つあります。

一つ目は、掲載施設が公共空間に設置するのにふさわしい施設であることです。以前は公共サインに掲載する施設は公共施設に限定することが多かったですが、利用者の立場から見ると民間施設であっても、不特定多数の人が利用する施設や、移動の手がかりとして認識されている施設を掲載するほうが、利便性が高く、逆に公共施設でも一般の利用者がいない施設は掲載しないほうが良い場合があります。

二つ目は、掲載する情報量を適度に保つことです。利用者にとっては、掲載施設が豊富なほど移動の手がかりが得やすく、利便性が高くなりますが、表示スペースに限りがあるため、情報を増やしすぎると表示面が繁雑になってしまいます。また、利用者が読み取り理解できる情報量に配慮して、繁雑にならないようにする必要があります。

## (2) 車両用誘導サイン

### 車両用誘導サインの基本方針

- ・景観に配慮し、阻害要素となるような目立つデザインにはしない。
- ・エリア誘導サインに関しては基本的には山梨県のものを踏襲し、出来るだけ数を減らす。
- ・設置箇所の検討を行い、最小限で効率的な誘導を行う。

#### ① 階層配置システムによるエリア誘導と連携したサイン整備

効率のよい車両誘導を行うために、道路案内標識の経路案内の106系・108系のサインと連携を図り、山梨県観光サインシステム整備計画により整備されたエリア誘導サインを活用したエリア誘導を行うようにします。

#### イ エリア設定の状況

山梨県の観光案内サインシステム整備計画によるエリア設定は次の図のとおりです。

既にエリア誘導サインが設置されているので、それを活用し、エリア誘導を行います。

エリア内の主な観光内容は以下のとおりです。

##### (1) 塩山歴史の郷エリア

恵林寺・向嶽寺・甘草屋敷・菅田天神社等

##### (2) 塩山果実の郷エリア

熊野神社・慈雲寺・観光農園等

##### (3) 勝沼ぶどう郷エリア

ぶどうの丘・天空の湯・トンネルワインカーブ・釈迦堂遺跡博物館・観光農園等

##### (4) 大和日川渓谷エリア

竜門峡・景德院・やまと天目山温泉等

##### (5) 大菩薩山麓エリア

大菩薩峠・三窪高原・雲峰寺等



ロ 案内・誘導が必要な物件

公共サインにおいて案内・誘導する物件は、公的な施設や地区名等で、現在本市の作成する総合案内マップに掲載されているものを基本とする。

観光的な施設については、以下の表に示すように、37件の施設に絞って誘導を行なう。

この他に、市役所や病院等の日常的に利用が想定される施設についても、案内・誘導を行います。

案内・誘導が必要な物件については、必要性などを十分協議を行った結果必要と判断される場合には、追加を行います。

■誘導が必要な物件

地区	種類	施設名称
塩山 (E)	自然 (n)	01)笠取山
		02)一ノ瀬溪谷
		03)三窪高原
		04)柳沢峠
		05)大菩薩嶺
		06)嵯峨塩溪谷
	歴史・文化 (h)	01)恵林寺
		02)放光寺
		03)慈雲寺
		04)向嶽寺
05)雲峰寺		
06)菅田天神社		
07)熊野神社		
08)甘草屋敷		
レク (r)	01)塩山温泉郷	
02)大菩薩の湯		
勝沼 (K)	歴史・文化 (h)	01)大善寺
		02)等々力寺町
		03)旧田中銀行博物館
		04)宮光園
		05)土屋龍憲ワインセラー
		06)ぶどうの国文化館
		07)ワイン資料館
		08)釈迦堂遺跡博物館
		09)立正寺
	レク (r)	01)勝沼ぶどうの丘
02)天空の湯		
03)勝沼トンネルワインカーヴ		
04)大日影トンネル遊歩道		
大和 (Y)	自然 (n)	01)湯ノ沢峠
		02)大蔵高丸
		03)日川溪谷『竜門峡』
	歴史・文化 (h)	01)栖雲寺
		02)景德院
	レク (r)	01)日川溪谷レジャーセンター
02)道の駅『甲斐大和』		
03)やまと天目山温泉		



## ② 導線計画

車両を合理的かつ安全に誘導するためには、導線計画を策定する必要があります。

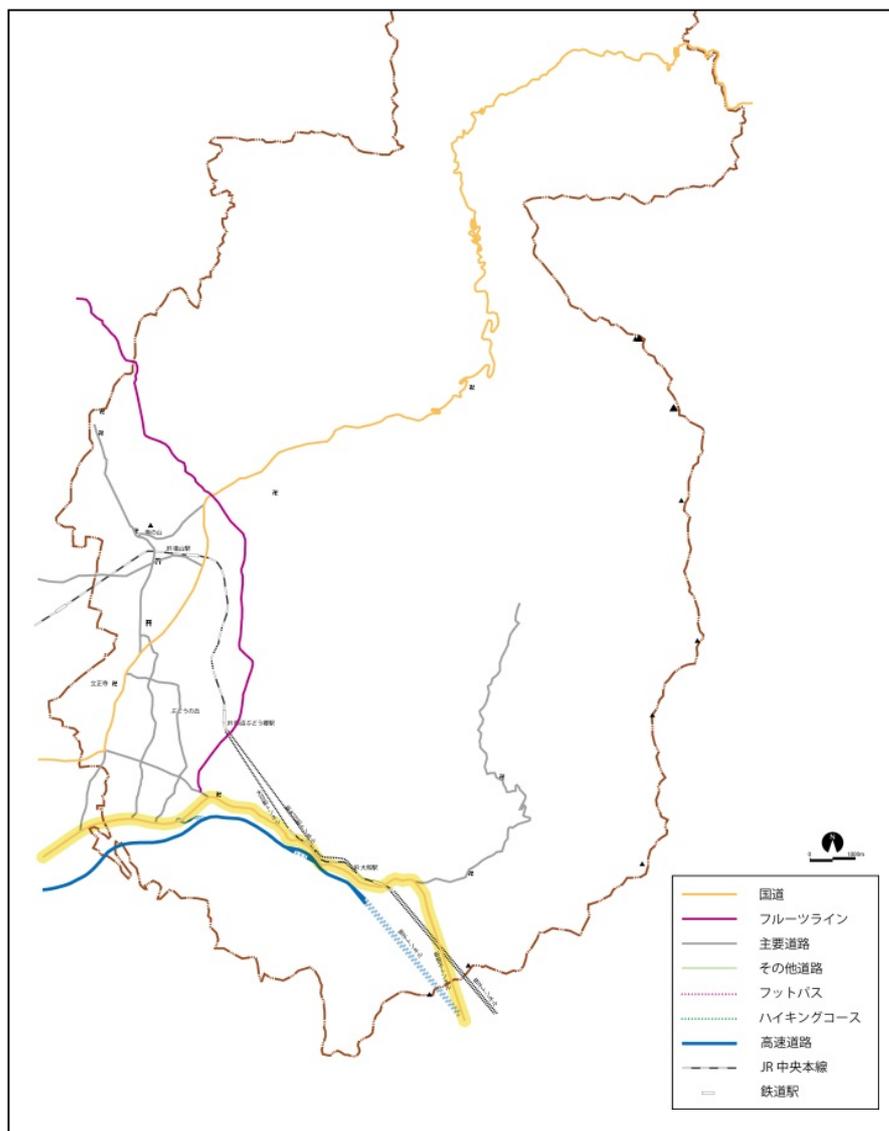
導線計画をよりシンプルなものにすることにより、車両誘導路線が限定され、より少ないサインで、合理的な誘導が可能となります。

導線は、単に最短距離を指定すればよいものではなく、車両がよりわかりやすく安全に通行できる路線でなければなりません。

また、既に国、県で設置されているサインとの整合性はもちろんですが、大型車の通行や、集中させることにより交通渋滞を引き起こすことも考慮しなければなりません。

そうした検討を重ねながら、誘導起点及び路線を設定しながら、導線計画を策定していきます。

誘導路線は、主要路線を使うこととなり、また誘導起点については主要道路の市境が考えられます。

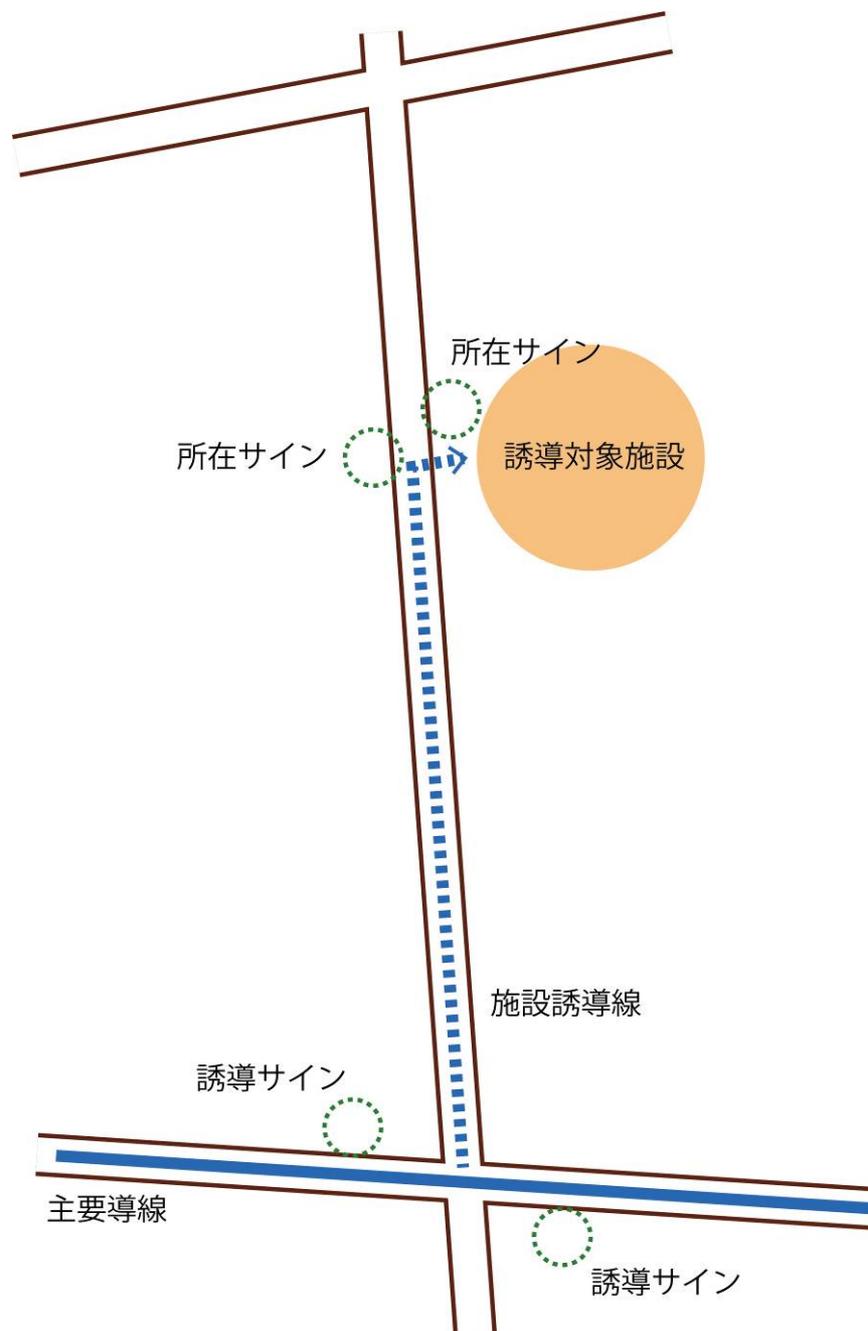


### ③ 個別施設誘導

エリア誘導でエリアに誘導した後、個別施設（誘導対象施設）への誘導を行います。

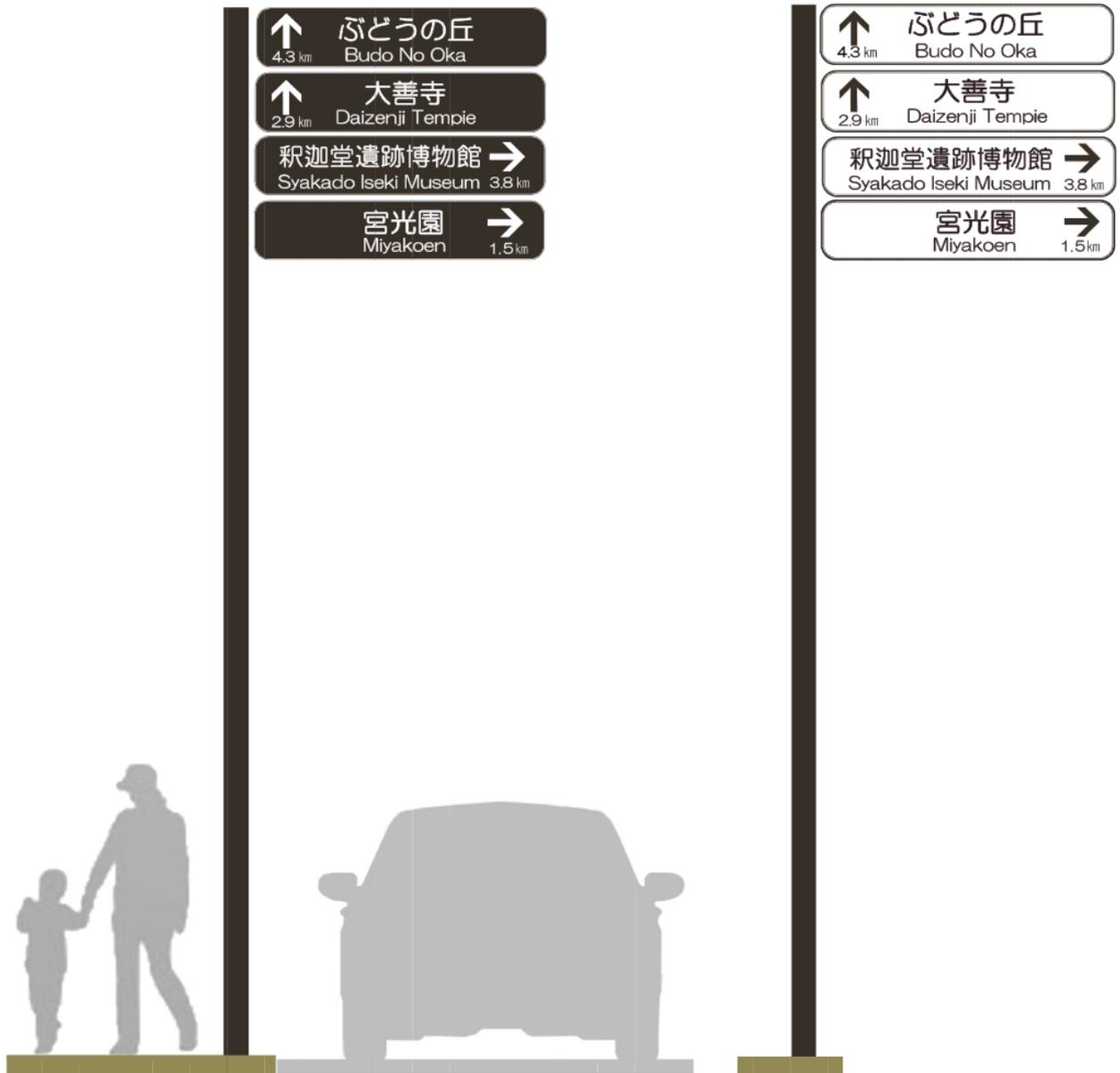
誘導は、誘導路線上で、施設に接する道路もしくは、その道路へ入る一つ手前の交差点からの誘導とします。

誘導対象施設が、主要導線に接していない場合は、主要導線から分岐する交差点の両側に誘導サインを設置し、施設に接する道路上で、施設の入口に当たる場所に所在サインを設置します。



●個別誘導サインのデザイン例

■基本的な誘導サインのデザイン例



### (3) 歩行者誘導サイン

歩行者用の誘導サインについては、下記のとおり通常のサインと、フットパスルート等のサインと区分して整備を行いません。

#### ・歩行者誘導（通常）サイン

歩行者向けのサインで、案内拠点や案内スポットから、主要な施設等へ誘導するサイン。

#### ・歩行者誘導（フットパスルート等）サイン

設定されたフットパスルートやウォーキングコースを案内するためのサインでルートのスタート地点からゴール地点までを誘導するサイン。

#### ●歩行者誘導（通常）サイン

歩行者誘導（通常）サインの基本方針は次のとおりとします。

#### 歩行者誘導（通常）サインの基本方針

- ・ 景観に配慮したデザインとする。
- ・ 設置箇所の検討を行い、最小限とする。
- ・ 視認性や視認距離等考慮しながら出来る限り小さいものとする。

#### ① 設置場所と表示内容

案内拠点及び案内スポットから、主要な施設及び観光スポットへの誘導を行うことを目的とするため、分岐等に設置を行い、周辺施設との関連性を考慮しながら、出来る限り集約して設置するようにします。

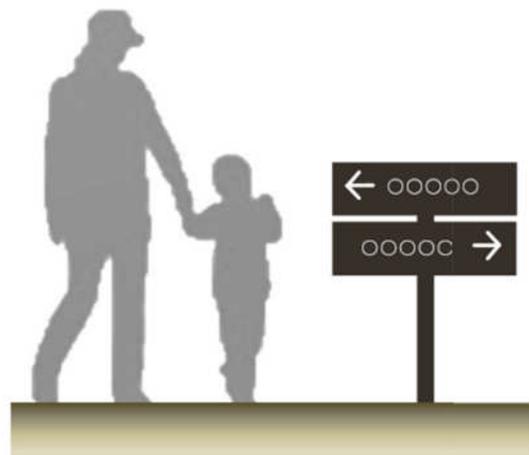
表示内容も、名称・方向・距離等必要最小限のものとし、視認性や、安全性を十分考慮し、設置場所を選定していくようにします。

また、車両誘導サインとの連携についても十分配慮して設置するようにします。

図 1



図 2



## ●歩行者誘導（フットパスルート等）サイン

### 歩行者用誘導サインの基本方針

- ・ルートサインの検討はフットパスガイドなどを実施する市民グループなどが中心になって行う。
- ・市民グループ等の計画した内容に対して素材提供などの支援を行う形で整備を進める。
- ・各ルートの特徴を活かすと共に、歩く楽しみを引き出すようなサインとして行く

歩行者誘導（フットパスルート等）サインの基本方針は次のとおりとします。

#### (1) 設置が必要な場所の抽出と表示内容

設置する場所については、「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン」(国土交通省) など標準の基準の適用や景観への配慮を十分に行うようにします。

実際にコースを歩いて下見し、利用者の立場に立って設置場所を検討するようにします。スタート地点など基点となる場所には、コース全体の案内図の設置について十分な検討を行います。



- 実際のコース上で設置場所の確認を行なって決定する

- 分岐を確認しながら、サインを設置すべきポイントを洗い出します。
- また、景観に配慮するため、素材の色などを現地で確認します。

## ② 歩行者誘導サインのデザイン

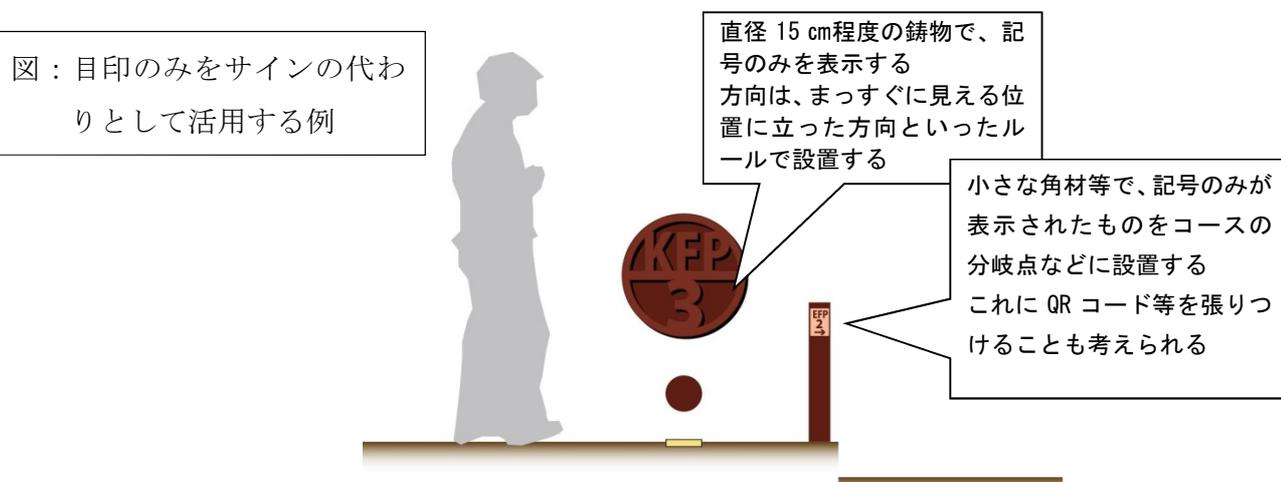
イ 勝沼フットパスルートで使用しているデザインを基本としますが、現在既存のもので十分に機能を有している物については、既存のもの、活用を最大限図るものとします。

基本とするデザインは次のとおりとします。

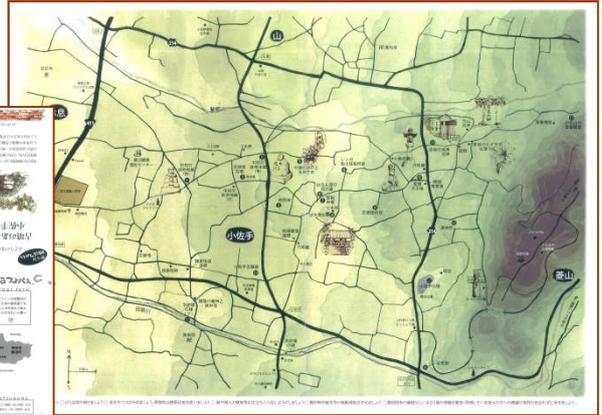
- ・ サイズは 15cm×30cm 程度とします。
- ・ 表記する内容はコース名、進行方向、距離及び、現在地がコース全体の、どのあたりかがわかるようにします。
- ・ 素材は、手に入り易いもので、文字の表示もカッティングシート等を活用して、ウォーキング団体などが自作できるよう工夫も検討します。



ロ ある〜くルート用のサインについては、運営を行う市民グループなどの要望がある場合は、本計画との連携等を十分検討した上で、ルートの特性にあったデザイン（オリエンテーリング的な要素を取り入れる場合や、そのルート特色を活かした素材やデザインの採用など）も認めるようにします。



ハ 運営を行う市民グループ等が制作するマップ類と連携を図り、ガイドマップ等の情報との共有を図れるようにします。



●勝沼フットパスの会の制作したガイドマップ。通常はフットパスイベントで配布されるが、このマップがあれば、ガイドなしでも歩くことが可能になる。

二 携帯電話などのモバイル機器の普及により、様々な方法での情報の取得が可能になっています。そういった機能の導入について、積極的に活用を図っていきます。

携帯電話等で、QRコード読み取ることにより、コースの情報を取得できるように情報提供の整備を行います。現在も、『ある〜くこうしゅう』のQRコードが歩行者用のサイン等に設置されているので、活用できるように検討を図っていくようにします。

図：QRコードを利用している例



**インフォメーション**

甲州市役所(本庁舎)		0553-32-2111
<a href="http://www.city.koshu.yamanashi.jp/">http://www.city.koshu.yamanashi.jp/</a>		
勝沼地域総局		0553-44-1111
大和地域総局		0553-48-2111
甲州市観光案内所		0553-33-5958
<a href="http://www.kcnet.ne.jp/kkyoukai/">http://www.kcnet.ne.jp/kkyoukai/</a> (観光案内所ホームページ)		

世子駅

#### (4) 所在サイン

所在サインについては以下のような方針で整備を行ないます。

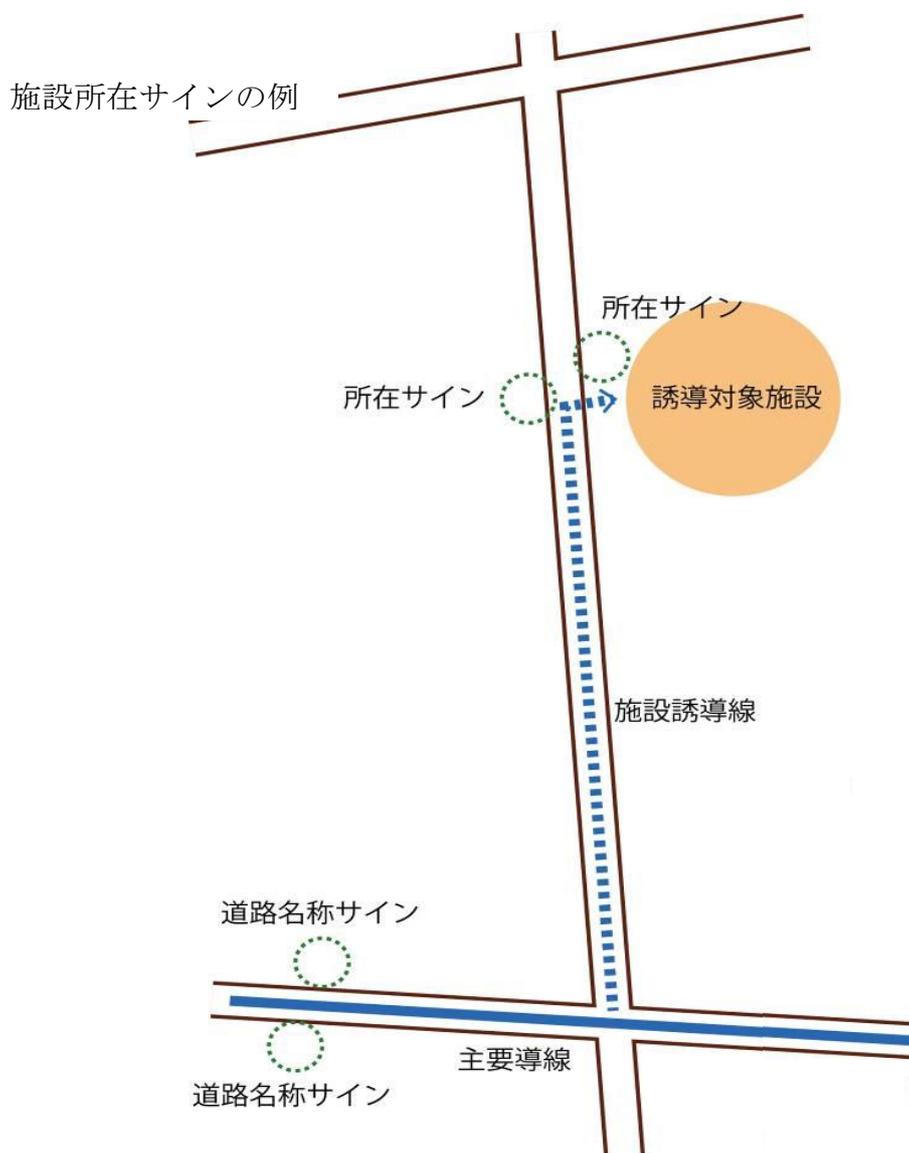
##### 所在サインの基本方針

- ・ 景観に配慮し、誘導サインと併せたものとします。
- ・ 施設名称サインについては、施設の入り口を示す最終誘導サインとしても機能させる。
- ・ 交差点名サインは、既存のものに合わせて設置を進める。主要な道路の交差する信号のない交差点名も新たに名称を設定して名称サインを設置する。

##### イ 所在サインの設置

所在サインは以下のようなものがあります。

- 施設名称サイン
- 道路名称サイン



## (5) その他のサイン

その他サインについては以下のような方針で整備を行ないます。

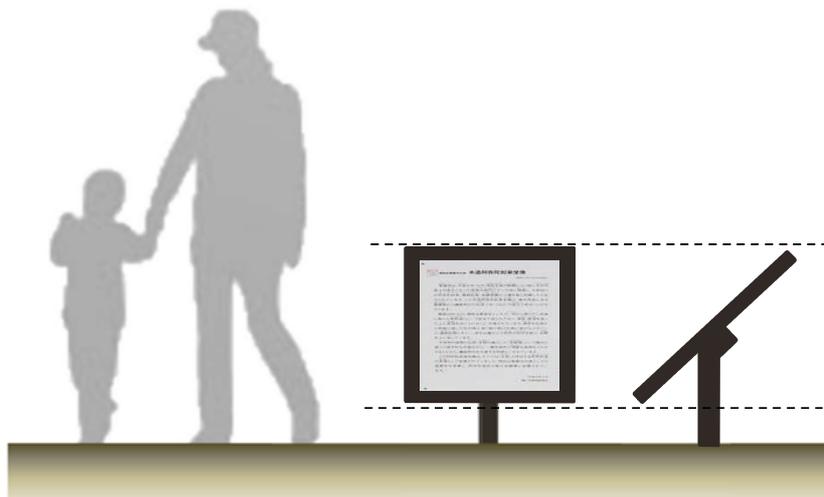
### その他のサインの基本方針

- ・設置の目的を確認し必要最小限とし、デザインもできる限りシンプルなものとする。
- ・設置場所や設置方法は十分検討を行い、利用者や地域の意見を取り入れるようにする。
- ・マークやピクトグラムによりわかりやすいものとする。

### ■解説サイン

- ・自然資源や文化財など、観光的にも社会教育的にも活用される解説サインは、資源の脇に目立たないように設置する。
- ・サイン自体も目立たない、風景の地となる色を採用する。
- ・解説文はできるだけ分かりやすくして、漢字にはふりがなを入れるなど、小学校高学年以上は読めるようなものとする。
- ・必要に応じて、概要を英語に訳したものを併記する。
- ・サインそのものが目立たないような色を採用する。
- ・表示面が大きくなりすぎないように、提供情報の量に合わせてサイズを調整する。
- ・また、立て看板型では、施設の邪魔になる場合は、適宜、表示面を傾斜させるなどして、目立たない工夫をする。

### 解説サインの例



### ■注意サイン、禁止サイン

- ・表示内容により、設置場所は限られている場合が多いですが、サインの機能を阻害しないように、周囲にも最大限配慮するものとします。
- ・サインの表示面の大きさや高さについては、表示内容や、利用対象者を考慮し適正な位置を検討します。
- ・不必要になったサインや、経年劣化により表示面が不明になったものについて適切な管理を行い、更新や撤去を定期的に行うようにします。

### ■CIサイン（ウェルカムサインを含む）

- ・CIサインについては、設置箇所を最小限にするため、その機能性や目的について十分な検討を行います。また、既存のサインについても、経過年数の長いものから順次検討を行い、不必要だと判断したものについては、積極的に撤去をしていきます。

### ■幟、旗、横断幕等

- ・幟、旗、立て看板、横断幕については、出来る限り使用しないこととしますが、仮設に限り、必要最小限の期間のみ設置することとします。
- ・設置はしっかり固定し、歩行者や周囲に迷惑かけないようにします。また、設置位置については、眺望や、安全確認視界を阻害しないよう十分に配慮します。
- ・設置の間隔や設置の方向などにも配慮し、がたがたした感覚を与えないように注意して設置します。
- ・デザインは、景観に配慮したデザインとし、統一的なものとします。
- ・幟のポール等の素材等を検討するとともに、色を景観色にするなど検討します。

## 4章. 活用方針

### 1. ガイドマップとの連携

今後、サイン類の数量を抑えながら案内・誘導を充実させるには、市で発行するマップやガイドに、サイン計画と連動した内容を表記していくことが重要です。

#### (1) 公式マップに案内拠点、案内スポット及び、エリアを表示する。

現在、市として発行しているマップは全体のものが1種類と、塩山、勝沼、大和それぞれのマップがあります。

今後、マップの増刷、改定等には、エリア名称を表記し、交差点名についてもさらに充実させていくものとします。

これにより、民間の事業所への誘導についてもエリア名称、交差点名称を使用してもらうことを推奨し、サインそのものを減らすことに理解を得ることにつながります。

#### (2) 案内サインの地図表示を公式マップに合わせる

公式マップの地図情報と現地の案内サインの表示を合わせることで、地域全体のイメージを認識しやすくします。

表示サイズについても、基本情報の部分では縮尺を同じにして、マップとの対比をしやすくします。

地区などの詳細情報を掲載する場合は、表示面を追加することとします。

### 2. 他のメディア・ツールとの連携

公共サインは、移動途中の現在地や目的地の方向・距離を示す位置案内情報、円滑な移動に必要な経路や地点等の情報をはじめ、周辺の観光施設情報などを現地で提供する重要な情報発信ツールです。

公共サインを利用する人が、地図の見方やサインの基本的ルールを知っている場合、出発前や移動途中、目的地周辺で、道路地図や観光マップ、インターネット等、他の様々な情報提供ツールからその人の目的にとって必要な情報を得ていければ、必要最小限の情報が必要な地点で提供されることで、大きな効果を発揮することができます。

そのため、様々な情報メディアやツールと連携し、役割を分担するとともに、情報の内容や表示基準について整合を図ることにより、地域全体で観光情報や誘導案内情報を効率よく提供することに努めます。

### 3. 設置主体の認定と支援

ウォーキング系のサインに関しては、管理する組織を認定し、主体的に設置・管理を促すものとします。

サインのデザイン等も自主的なものを尊重し、制作費などの支援を行うものとします。

## 5章. 維持管理

### 1. 既存サインについて

平成17年の合併の際に調査、見直しを行い市名の変更等については、ほぼ完了している状況です。しかし、調査から年数が経過し、老朽化したサインも数多く存在します。

そこで、今回の調査資料を参考に再度確認を行い、老朽化したサイン及び不要なサインは、実施計画を策定し2～3年間で撤去していくこととします。

この計画は、基本的に既存サインの有効活用も目的のひとつとしているので、できる限り調整を行います。しかし、掲示内容や表記方法が、計画と大きく相違する場合など利用者に誤解を招く可能性が高い場合は修正を行います。

案内サインや主要施設の誘導サイン等についても、変更の実施計画を策定し優先順位を決定し随時変更をしていきます。

サイン類の優先順位は、基本的に次のとおりとします。

①案内サイン → ②誘導サイン → ③所在サイン → ④その他のサイン

### 2. 新規サインの設置について

#### (1) 設置場所の検討

本計画のサインシステムに基づき、導線計画により、集約等を行い必要最小限になるように、設置するサインの種別や基数、場所を検討します。

#### (2) 設置位置の検討

設置が必要な箇所を決定し、その場所においても、基準にあった位置、向き等を検討します。

#### (3) 予算化

サイン設置を行う所管課において実施計画により予算化します。

#### (4) 実施設計及び施工

サイン設置所管課は、サインの種類に従い、本計画で示した共通事項や、各種サインの整備計画により実施設計を行い、景観形成庁内委員会により協議した後、設置することとします。

#### (5) 完了検査

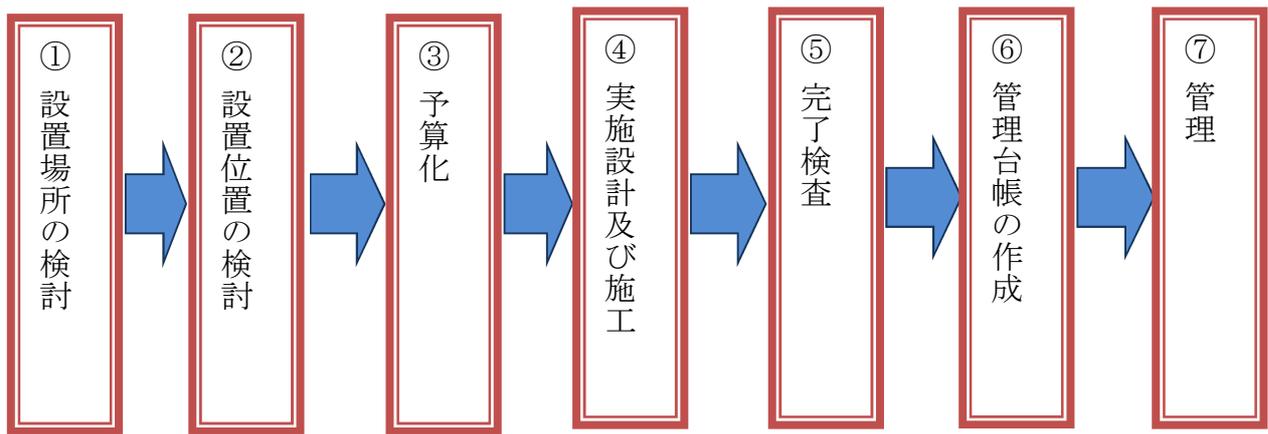
サイン設置所管課は工事完了後速やかに完了検査を実施し、その結果を景観形成庁内委員会委員に報告します。

#### ⑥管理台帳作成

サイン設置所管課は、参考様式に従い、サイン管理台帳を作成します。

#### ⑦管理、メンテナンス

設置したサイン台帳の管理は、都市整備課で一括して行い、メンテナンスは所管課で行います。



### 3. 管理・メンテナンスについて

#### (1) 管理台帳整備

サイン管理課を設置し、管理台帳により、設置年度・設置種別・設置場所等を明記し、計画的かつ効率的な管理が行えるようにします。

台帳の様式は別紙のとおりとし、記載する時期は、新設のサインについては設置時とし、既存のサインについては更新時に所管課で作成するものとします。

#### (2) メンテナンス

所管課において年に1回程度を目安として保守点検を行い、管理台帳に記録することとします。

保守点検の内容

- ・ 本体のボルトのがたつきや破損の有無及び腐食状況
- ・ 表示面の塗装のはがれや劣化による退色状況
- ・ 表示内容の更新状況
- ・ 周辺サインとの整合性等

保守点検結果により実施計画と連携して、修正を行うようにします。

#### (3) 市の事業による情報更新等

施設整備及びまちなみ整備等により、情報更新の必要が生じた場合は、所管課において修正作業を行うこととします。

様式：管理台帳

甲州市公共サイン管理台帳										
管理番号										
設置年月										
設置場所										
施工者	業者名									
	担当者									
	住所									
	電話									
名称 種別 所管課										
備考欄										
位置図										
施工図面（正面・側面）										
設置写真（正面・側面・全景）										

様式：メンテナンス記録

甲州市公共サインメンテナンス記録														
管理番号	設置場所	甲州市			名称			種別	完了年月日	備考				
		点検内容	対応	その他	清掃	補修	交換				その他			
No.	点検年月日	点検者	よごれ	歪み・破損	老朽化・腐食	情報の最適性	色落ち・剥離	表示の隠れ	その他	清掃	補修	交換	その他	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														



甲州市 都市整備課  
計画指導・景観担当